

論 説

オランダ環境アセスメント制度の連関

金井利之

目次

序

1 連 関

2 相似連関

2-1 調 整

- (1) 総 説
- (2) 環境影響報告
  - ① 義務間調整
  - ② 義務非義務間調整
- (3) 処分申請

2-2 越 境

- (1) 総 説
- (2) 仕 組
- (3) 運 用

2-3 戦略・政策・計画

- (1) 総 説
- (2) 事 例
  - ① 電力供給構造大枠
  - ② 廃棄物十年要領

- ③ 緑地空間構造大枠
- ④ 第4次空間整序覚書  
補充版

3 本体補助連関

3-1 整備・支援

- (1) 整 備
- (2) 支 援
  - ① 総 論
  - ② 画線決定
  - ③ 計画中核決断
  - ④ 空間計画
  - ⑤ 個別分野決定
  - ⑥ 環境分野決定

3-2 部分・全体

- (1) 総 論
- (2) 各 論

終  
参考文献等

序

本稿の目的は、オランダのいわゆる環境アセスメント制度の連関を、一般的な行政制度の連関の観察枠組に従って紹介し、オランダ行政・政策研究、および、環境アセスメント制度の比較研究の、基盤的知見を提供しつ

つ、一定の解釈を付与するものである。環境アセスメント制度の仕組と運用に関しては、別稿に記述してあり、本稿はこれらの別稿を前提としているので、参照されたい（金井 1999a, 1999b）。[事例]についても同様である。観察対象は、オランダの環境アセスメント制度であるが、具体的には、環境影響報告制度（milieu-effectrapportage; mer）である。その法制的仕組は、環境管理法（Wet milieubeheer; Wm, 「法」）、環境影響報告政令（Besluit milieu-effectrapportage, 「政令」）に規定されている（国立国会図書館調査立法考査局 1992a, 1992b, 松村 1996, 1997）。

## 1 連 関

観察枠組としての仕組・運用は、基本的には、単一のプログラムを焦点とする単一制度を念頭に置くものである（金井 1999a, 1999b）。しかしながら、実際の焦点プログラムは、他のプログラムとの相互作用をすることが普通である。この場合、他のプログラムは、行政的環境の1つとして観察される。従って、単一制度の観察枠組でも、他のプログラムを観察できないわけではない。しかし、観察枠組としての連関は、複数のプログラムを明示的に観察対象とするものである。すなわち、焦点プログラム（本稿では、環境影響報告プログラム）と、連関する他のプログラムの関係を、観察の中心に据える。連関にも、仕組と運用とが有り得る。

連関の観察には、焦点プログラムと連関プログラムとの連関の態様による区別が可能である。この類型は多様である（金井 1993）。本稿では、相似連関と本体補助連関とを扱う。第1の相似連関とは、焦点プログラムと同質の連関プログラムとの連関である。ここでは、環境影響報告プログラム同種間の連関である。調整とは、複数決定に対して複数の環境影響報告プログラムが発動されるのではなく、それらを調整して統合する仕組・運用である。越境とは、外国における仮想上の環境アセスメントプログラムとの、調整・統合といえる。戦略とは、決定のレベルの上下関係に応じ

た連関である。第2の本体補助連関とは、焦点プログラムが補助し、ないしは、補助される連関プログラムとの関係である。さらに、整備・支援と部分・全体とがある。

## 2 相似連関

### 2-1 調 整

#### (1) 総 説

環境影響報告制度の副次目的に流線化があるが、その可能性の1つが、いわゆる調整規定 (coördinatie-bepalingen) である (法第14章)。つまり、調整の目的は流線化である。手段は、法的な義務づけないし授権である。運用機関は特に違いはない。この調整の仕組は、対象設定、手続、周与主体を中心に作られる。具体的には、対象設定によって、申請 (aanvragen) の調整と (法第14.1節) と、環境影響報告書の調整 (法第14.2節) とからなる。申請の調整は、本体補助連関の整備の側面も含む。これらの調整仕組は、複数決定に対して単一の環境影響報告書を作らねばならないか、複数決定間の内容的関連付けをどうするか、複数決定形成の手続的調整はどうか、などを規定する。

#### (2) 環境影響報告

##### ① 義務間調整

##### (ア) 対象設定・手段

複数決定といっても色々な場合があり、この対象設定の相違で区別がされている。第1のタイプの対象設定は、単一ないしは相互に関連する営為に際して、全てが環境影響報告義務の複数決定のときである (VROM & LNV 1994:155)。例えば、ロッテルダム北周統合計画 (Intergraal Plan Noordrand Rotterdam, IPNR) は、これに該当する。すなわち、ゼスティンホーヴェン飛行場 (vliegveld Zestienhoven) の移転、国道の建設、保

養・住宅・工業立地の実現などであるが、これらの全ては環境影響報告義務である。これらの諸営為間の関連からすれば、別個に諸環境影響報告書を作成することは、目的適合的ではない。さて、このうちで、対象設定はさらに細分して設定される。

1 つには、決定に拡大公開準備手続（行政法規一般法第3.5節）が適用されるものである。このときには、単一の環境影響報告書が作成されなければならない（法第14.5条第1項）。これが、いわゆる義務的調整（verplichte coördinatie）である。ここでの手段は義務づけである。拡大公開準備手続が適用されるのは、具体的には、環境許可決定などである。なお、この義務的調整では、州執政部が調整有権当局となる（法第14.9条第2項b号）。例えば、発電所の設置には4つの許可が必要だが、これは義務的調整となる（Ammerlaan & Rood 1994: 220）。

2 つには、残りの場合、つまり、拡大公開準備手続が適用されないときには、単一の環境影響報告書を作ることを決定できる（法第14.5条第2項）。ここでの手段は授權である。例えば、大規模保養地プロジェクトと、それに関連するインフラの画線決定（tarcébesluit）、保養地に係る用途計画決定という場合が、これに該当する。上記のロッテルダム北周統合計画も同様である。この調整の決定は、関連する複数決定が単一の行政機関によるときには当該行政機関（法第14.1条第3項a号）、申請調整（法第14.1節）がされるときには州執政部（法第14.1条第3項b号）、その他の場合には関連する有権当局の合同（te zamen）（法第14.1条第3項c号）、によって為される。この決定は、要請（verzoek）に基づいても、職権（ambts-halve）でもできる。但し、申請調整がされるときで、州執政部が有権当局でないときには、要請に基づいてしかできない（法第14.1条第4項）。

スキポール空港に関する環境影響報告も、この任意的調整である（金井1999a: 106, [事例4・5]）。営為は、2003年までに第5滑走路を利用可能とするためのスキポール空港の拡大、関連するインフラの計画・実施、空港近辺（land-zijde）における150haの工業用地の立地計画である（政令別表C6.1,

20)。従って、決定は、スキポール施業計画の中核決断（project planologische kern-beslissing Schipol）の確定、民間空港用地構造大枠（Structuurschema Burgerluchtvaartterreinen）の部分改訂、アムステルダム北海運河地区地域計画（Streekplan Amsterdam-Noordzee kanaalgebied）のスキポール・周界（Schipol en omgeving）のための部分改訂である。有権当局は、交通治水大臣、住宅空間整序環境大臣、北ホラント州議会である。調整有権当局は、北ホラント州執政部である（Cmer 1994a：33）。

#### (イ) 手続・周与主体・条件

要請に関する手続は以下の通りである。営為提案者は、開始通知（法第7.12条第1項）を提出すると同時に、調整（法第14.5条第2項）の要請をすることができる（法第14.6条第1項）。この要請を、関連する複数の有権当局があるとき（法第14.1条第3項b号c号）には、そのうちの1つの行政機関がおこなうこともできる。この要請は、開始通知の公表（法第7.12条第4項）がされた日から、遅くとも2週以内に為されなければならない（法第14.6条第2項）。要請は、関連する複数決定に全て言及して、決断をする有権当局に出される。なお、決断する有権当局が単一でないとき（法第14.1条第3項c号）には、有権当局の1つに要請を提出し、そこから他の有権当局に遅滞なく回付する（法第14.6条第3項）。要請の提出を受けた機関は、受理の日付を付し、受理日が記載された受理証を要請者に送る（法第14.6条第4項）。関係営為提案者と関係有権行政機関の見解を得てから、決断される（法第14.7条第2項）。要請に対する決定は、受理後遅くとも4週以内に行われる（法第14.7条第3項）。

調整の適用となると、周与主体から調整の焦点が特定される。調整の負担は、関連する複数決定が単一の行政機関によるときには当該行政機関（法第14.9条第2項a号）、申請調整（法第14.1段）がされるときには州執政部（法第14.9条第2項b号）、その他の場合には関連する有権当局の合同決定のときに指定された機関（法第14.8条、第14.9条第2項c号）、によって為される。これが、いわゆる調整有権当局（coördinerend bevoegd gezag）

であるが、調整の負担をするのが有権当局でないこともあり得るので、調整機関 (coördinerend orgaan) と呼ぶ方が正確である。実際には、州執政部が調整有権当局となることが多い (Ammerlaan & Rood 1994: 221)。

周与主体への条件付けが、調整の内容である。要請は、良質の決定形成に反するものでない限り、承諾 (ingewilligd) される (法第14.7条第1項)。義務ないし決定により、単一の環境影響報告書が作られるとき (法第14.5条第1項第2項) には、調整して準備され取扱 (behandeld) われる (法第14.9条第1項)。調整機関は、指針の供与のときには指針間関連を、決定のときには決定間関連を、それぞれ考慮するように促す (法第14.10条第1項)。また、調整機関は、以下のいかなる場合にも可能な限り配慮する (法第14.10条第2項)。その場合とは、開始通知 (法第7.15条第1項、第7.13条第1項) の公表 (法第7.12条第4項第5項) の報知 (法第14.10条第2項 a 号)、指針の起導者 (報告書作成者) への送付 (b 号)、環境影響報告書の各有権当局・法上助言者・環境影響報告委員会への送付 (c 号)、環境影響報告書の公表 (d 号)、参加意見・助言の各有権当局・起導者 (報告書提出者)・法上助言者・環境影響報告委員会への送付 (e 号)、単一の公聴会 (法第7.24条) の開催 (f 号)、公聴会の報告書の作成と、有権当局など関係者 (法第7.24条第3項) への送付 (g 号) のことである。

なお、調整機関たる州執政部は、調整の成功のために必要なときには、各有権当局や助言者に協力 (medewerking) を要求 (vorderen) できる (Ammerlaan & Rood 1994: 221)。各有権当局や助言者は要求された協力をする (法第14.10条第3項、第14.4条準用)。従って、具体的には、単一の開始通知の公表がなされ、調整機関が参加意見の提出宛先となり、単一の公聴会が開かれる。環境影響報告書は全ての有権当局に送付されるのであって、調整機関が専有するわけではない (VROM & LNV 1994: 156-157)。

調整機関が、環境影響報告書の準備と取扱を負担するときには、以下のようなことが可能となる (法第14.11条)。すなわち、環境影響報告書を有権当局に提出する規定 (法第7.17条) の例外として報告書を (法第14.11条

第1項a号)、環境影響報告委員会・法上助言者が指針・報告書に関する助言を(b号)、指針に関する起導者の意見(法第7.14条第3項)を(c号)、環境影響報告書への参加意見(法第7.23条第1項)を(d号)、それぞれ調整機関に提出できるようになる。なお、これらの書類(stukken)が他の有権当局に提出されたときには、遅滞なく(onverwijld)調整負担機関(coördinatie belast orgaan)に送る(法第14.11条第2項)。単一の環境影響報告書が作られるときには、申請などは同時に申立てられる。そうでないときには、有権当局は全てが揃うまでは取扱い出来ない(法第7.28条第1項c号)。作成・判定・維持の手続が変化するのである。

## ② 義務非義務間調整

第2のタイプの対象設定は、環境影響報告非義務の決定を、環境影響報告義務の決定と調整するものである(Ammerlaan & Rood 1994: 221)。これに関しては、処分申請の調整と連動した環境影響報告の調整と、そうでない場合の調整とに細分設定される。前者に関しては後述するので、ここでは後者の狭義の義務非義務間調整を扱う。この狭義の義務非義務間調整は、拡大公開準備手続(行政法規一般法第3.5節)が適用されず、従って、処分申請調整(法第14.1節)が適用できない場合のものである。申請調整が処分(beschikkingen)に限定されているのは、かなり異なる抽象度を有する決定を調整するのは望ましくないという、立法趣旨による。しかし、実際には申請調整以外の調整も可能にすべきということになり、このタイプの調整規定が登場した。

環境影響報告書が作成される営為に係る1つの決定と、拡大公開準備手続が適用されず、処分申請調整が適用されない、当該営為に係る1ないし複数の決定とについては、起導者(営為提案者)の要請に基づき、調整された準備を行う決定ができる(法第14.12条第1項)。この決定は、関連する決定が単一の行政機関によるときは当該機関により(法第14.12条第2項a号)、そうでないときには関連する決定の有権行政機関が合同して行う(b号)。

この要請は、開始通知（法第7.12条第1項）の提出と同時に、関連する全決定に言及して、文書で行われる（法第14.13条第1項）。提出された有権行政機関は、受理の日付を付し、受理日が記載された受理証を要請者に送る（法第7.12条第2項準用）。また、要請文書の写本を他の有権機関に遅滞なく送る（法第14.13条第2項）。この要請は、有権当局と他の有権機関とが同意（instemmen）したときのみ、承諾（ingewilligd）される（法第14.13条第3項）。なお、関係官為提案者と関係有権行政機関の見解を得てから、決断される（法第14.7条第2項準用）。要請に対する決定は、受理後遅くとも4週以内に行われる（法第14.7条第3項準用）。

要請が受諾されると、環境影響報告書を作成する決定の有権当局が、調整負担機関となる。他の関連機関は、いわゆる法上助言者（法第7.12条～第7.26条適用）となる（法第14.14条第1項）。例えば、州の堤防強化計画（dijkversterkingsplan）が承認されると、通常は、自治体の用途計画への翻訳が生じる。この場合、前者は環境影響報告義務であり、後者はそうではない。そこで調整が生じると、州が調整有権当局となり、用途計画の有権当局である自治体は、環境影響報告においては法上助言者となる（VROM & LNV 1994: 157-159）。なお、環境影響報告書を作成する決定が複数あるときには、要請に対する決断において、調整負担機関を指定する（法第14.14条第2項）。

調整負担機関は、いかなる場合にも可能な限り、以下のことを配慮する（法第14.14条第3項）。それは、指針の供与のときに要請に係る決定間の関連の考慮と（a号）、有権行政機関間の適時な協議（overleg）を行い、最終的に決定間での可能な調和を図ることである（b号）。なお、調整機関たる州執政部は、調整の成功のために必要なときには、各有権当局や助言者に協力（medewerking）を要求（vorderen）できる。各有権当局や助言者は要求された協力をする（法第14.14条第4項、第14.4条準用）。関連する決定の期間に関しては、最長の期間となり、さらに4週の延長が出来る（法第14.15条、第7.34条準用）。なお、詳細を政令委任することもできる

(法第14.16条)。

### (3) 処分申請

同一造作 (zelfde inrichting) に対する相互に関連する処分 (beschikkingen) の申請 (aanvragen) で、その処分のうち最低1つでも拡大公開準備手続 (行政法規一般法第3.5節) の適用があり、申請の少なくとも1つが州に名宛されるならば、当該造作の全体ないしは主要部分 (hoofdzaak) が、現在ないし将来に存在する州の執政部は、申請の調整的取扱い (een gecoördinere behandeling) ができる (法第14.1条第1項)。可能的調整である (Ammerlaan & Rood 1994: 218)。

申請が異なる行政機関に名宛されるときにも、その行政機関の1つ、または、申請者が要請 (verzoek) すれば、州執政部は申請の調整的取扱いをする (法第14.1条第2項)。申請者の要請があるときには、異なる行政機関に名宛された複数の申請を、州執政部は調整的準備 (gecoördineerde voorbereiding) する (法第14.1条第3項) (Ammerlaan & Rood 1994: 219)。これらの義務的調整 (法第14.1条第2項第3項) は、処分申請に拡大公開準備手続の総則、申請・受理、決定案、助言・異見 (bedenkingen)、決定 (行政法規一般法第3.5.1款～3.5.5款) が適用されないときには、法令規定の関係から実行 (nakoming) が可能なきにのみ、有効である (法第14.1条第4項)。なお、環境許可と排出許可との調整は、要請がなくても義務的である (表面水汚染法 (Wet verontreiniging oppervlaktewateren) 第7b条第2項) (VROM & LNV 1994: 158)。

可能的にせよ義務的にせよ、調整をするときには、州執政部は遅滞なく、申請者や申請の名宛となり得る他の行政機関に、文書で報知する (法第14.1条第5項)。調整される申請は、全て同一の申請者である必要はない。

6週の期間内に為された上記申請 (法第14.1条第1項) に関しては、少なくとも1つが州執政部を名宛していれば、最後の申請の受理日付を、これらの申請の受理日付と定め (bepalen) られる。但し、申請に係る処分

案が申請者や関連行政機関に送付された（行政法規一般法第3:19条第1項第2文）ときには、この限りではない（法第14.2条第1項）。申請の名宛たる行政機関または申請者が要請したときには、州執政部は上記の定めを義務づけら（gehouden）れる（法第14.2条第2項）。これらの定めをするときには、州執政部は遅滞なく申請者や申請の名宛たり得る他の行政機関に、最後の申請の受理日付を付して、文書で報知する。有権当局は、申請の提出された文書に記載する（法第14.2条第3項）。

申請の調整取扱がされるときには全て、異なった有権行政機関による申請の判定（beoordeling）の際に関連する申請間・処分間の相互関係（omderlinge samenhang）を考慮するように、促す（bevorderen）（法第14.3条第1項）。州執政部は、可能な限り少なくとも、申請の報知（法第14.3条第2項a号）、処分案の報知（b号）、口頭異見提起（c号）、処分の公表（bekendmakeing）（d号）を合同で行うように配慮する。州執政部は、調整の成功のために必要ときには、各有権当局や助言者に協力（medewerking）を要求（vorderen）できる。各有権当局や助言者は要求された協力をする（法第14.4条）（Ammerlaan & Rood 1994: 220）。

## 2 - 2 越 境

### (1) 総 説

環境影響報告制度は、基本的には、国内の周与主体を仕組んでいる。しかしながら、国内の営為による環境帰結は、国内に留まることは自明ではなく、むしろ、オランダのような大陸小国の場合には、外国にも及び得る考えるのが自然である。これが、越境（grensoverschijdende）連関である（Ammerlaan & Rood 1994: 98）。但し、越境連関の仕組がなくとも、意見参加は外国を含む「何人」にも開かれている。

越境連関の仕組がないときには、越境帰結に関しては、環境利益充分存在の目的が果たせないことになる（環境庁1995: 207-208）。そこで、ある国内営為に対して、国内の環境影響報告制度と並行して、外国が環境アセ

メント制度を課すことも、考えられる。例えば、外国の環境アセスメントの結果を受けて、外国の当局が決定を行う。この外国当局は、オランダ国内営為に関する決定権限を、直接に有するわけではない。従って、この外国当局は、オランダとの外交交渉に臨み、ある妥結を為すという形になる。しかし、この仕組は、国内外で環境アセスメント制度が重複する点で、流線化目的に資さない。また、営為に係る決定への反映という点や、起導者の行動の誘導という点で、維持の限界もある。そこで、国内の環境影響報告制度のなかで、越境帰結を含めるのが、仕組の設計として採られている。

なお、逆の問題として、外国における営為の環境アセスメントと、国内主体との連関も有り得る。このときは、住宅空間整序環境大臣がオランダ側の窓口となる（VROM & LNV 1994: 148）。

## (2) 仕 組

越境帰結という条件が、一定の手続に従って、運用本省機関による対外協議という事業運営をもたらすが、制度の骨格である（ECW 1996: 28）。すなわち、環境影響報告書を準備において作る営為で、外国に重大な負の環境帰結（いわゆる越境帰結）が有り得る（kan hebben）ときには、環境影響報告制度の枠内で収集された情報は、オランダにおいて公表（bekendmaking）されると同時（hetzelfde tijdstip）に、外国執政府（regering）または執政府が指定した1行政庁（autoriteit）に提供される（法第7.38a条第1項）。早期対外情報提供義務である（エスポー条約（Espoo Verdrag）第3条第1項、第5条）。この情報は、二国間関係の枠内で起こり得る必要な協議（overleg）において、基盤（grondslag）として利用される（法第7.38a条第2項）。これらから生じる任務は、住宅空間整序環境大臣が負担する（法第7.38a条第3項）。越境帰結が有り得る（法第7.38a条第1項）ときを例外とすれば、越境帰結の可能性（mogelijke）があることが明白（duidelijk）になった後で、環境影響報告制度の枠内で収集された情報は、外国執政府（regering）または執政府が指定した1行政庁（autoriteit）に、

住宅空間整序環境大臣から可及的速やかに情報伝達される (informeert) (法第7.38b 条)。

有権当局は、環境影響報告判別義務に係る決断を、可及的速やかに外国公刊物で公表する (法第7.8d 条第 4 項 c 号)。有権当局は、開始通知を受理と同時に、外国公刊物で公表する (法第7.12条第 3 条)。また、開始通知 (法第7.12条) の写本を、対外提供 (法第7.38c 条第 1 項) の適用の要請 (verzoek) とともに、住宅空間整序環境大臣に送る。指針に関わる意見表明は何人 (een ieder) という規定であるから、特段の規定なしに外国人に開かれる (法第7.14条第 4 項)。指針の写本は、対外情報提供の適用の要請とともに、住宅空間整序環境大臣に送られる (法第7.38c 条第 2 項)。また、意見を表明した者は指針を公知 (bekendgemaakt) される (法第7.15条第 4 項)。環境影響報告書も、外国公刊物で公表され (法第7.20条第 3 項 d 号)、また、その写本は対外提供適用の要請とともに大臣に送られる (法第7.38c 条第 3 項)。報告書への意見表明も、何人であるから外国人にも開かれている (法第7.23条第 1 項)。公聴会の開催の公表は、外国公刊物での公表義務はないが、口頭意見表明は開かれている (法第7.24条第 1 項)。

越境帰結の可能性 (mogelijke) に遭遇し得る (kunnen ondervinden) とときには、外国からの要請に基づいて、対外提供 (法第7.38a 条第 1 項)・対外協議 (法第7.38a 条第 2 項) の適用をする (法第7.38d 条)。法制上は、協議は外国行政庁の要請に基づく。住宅空間整序環境大臣は、越境帰結の可能性 (mogelijke) に遭遇し得るときには、住宅空間整序環境大臣が審査助言期間の終了から 3 ヶ月の間に行う対外協議 (法第7.38a 条第 2 項) で決められた結果 (uitkomst) が到達 (toekomen) するまでは、有権当局が決定をしないように定められる (法第7.38e 条)。環境影響報告書 (または審査助言 (法第7.26条第 3 項)) に越境環境帰結の可能性への関心が払われているときには、有権当局は決定に際して、このことと、これに関する考慮 (overwegen) とを言及する (法第7.38f 条第 1 項)。住宅空間整序環境大臣から対外協議の結果が到達したときには、対外協議結果に関する考慮に言

及する（法第7.38f 条第2項）。

越境環境帰結の可能性が有り得るときに、住宅空間整序環境大臣は外国との接触（contact）を保持（onderhouden）するように配慮（zorgdragen）する（法第7.38g 条第1項）。このときに、住宅空間整序環境大臣は、環境影響報告委員会に助言を要請できる（法第7.38g 条第2項）。これは法文上の表現であり、実質的な意味は、住宅空間整序環境省が連関運用機関たる調整省庁（coördinerend departement）として位置づけられることである。同省は、外国政府との公式的接触を保持し、必要な情報を提供する。同省の調整の役割は、条約上の国際協議（internationale overleg）義務である（エスポー条約第6条第1項）（VROM & LNV 1994:146-147, ECW 1996:28）。

### （3）運 用

このようなオランダの環境影響報告制度の越境連関は、複線方式（tweesporen-aanpak）と呼ばれる。第1路線（eerste spoor）は、有権当局が情報交流を実施するものである。第2路線（tweede spoor）は、住宅空間整序環境省を軸とするものである。その意味で、環境影響報告制度が、基本的には、周与主体である有権当局を中心に据えて、運用機関は間接誘導を採るのに対して、越境連関は、対外協議など運用本省機関の役割が大きい。

しかし、実務においては、間接誘導の色彩は保たれている。つまり、有権当局たる州政府が、中心となって情報交流を進めることが、実際には多い。州が、住宅空間整序環境省と、外国関係行政庁と接触を持つ。従って、越境問題は住宅空間整序環境省を介して、全てが為されるわけではない。実際の協議は、有権当局と外国行政庁とで、直接に行われるのが普通である。ここで一致を見ないときに初めて、全国レベルに協議（consultatie）が持上げられる。この協議結果は、有権当局に帰属（toekomen）する（VROM & LNV 1994:144）。外国行政庁は、有権当局に対して、環境影響報告において必要と考えることを知らせる。また、開始通知・指針・環境影響報告書も、外国行政庁の協力のもとに作成・公表さ

れ、また、外国行政庁に送付される。参加意見も有権当局に直接に提起される。また、為された決定も、外国行政庁に知らされる (VROM & LNV 1994: 147-148, ECW 1996: 23)。このように、運用機関は、越境連関問題が国内外の周与主体レベルで処理されることを期待し、そのように誘導しようとしている。

## 2-3 戦略・政策・計画

### (1) 総説

決定には、個別具体の施業 (project) に関する決定ではなく、当該施業を枠付ける決定もある。決定は、上下関係からなる階層構造をなしている (Thérivel & Partidário 1996b: 4-5)。このような「上位」決定は、戦略的、政策 (policy, beleid) 的、計画 (plan) 的決定と呼ばれる (大塚 1996: 17 (ルブラン発言))。戦略的決定は、個別決定に対して相対的に位置づけられるのであり、ある決定が戦略的であるか個別具体的であるかは、視点水準に依存する。これらの戦略的決定への環境アセスメントが、戦略的環境アセスメント (strategic environmental assessment) である。オランダでは、計画環境影響報告 (plan mer), 戦略レベル環境影響報告書 (MER op strategisch niveau) などと呼ばれる (Cmer 1993: 206)。

戦略的環境影響報告の動因は、原則的には施業 (project) 環境影響報告と同一である (デボア 1996: 29)。環境利益への配慮、代案の作成、独立的・第三者的な品質審査、参加手続の確保などであり、さらには、揚力の拡大や客観化もある (金井 1999a: 62-64)。しかし、戦略的環境影響報告が必要なのは、第 1 に、戦略レベルで重要な決定がなされることにある。戦略的決定は、将来の選択の審査枠組となり、将来の方針を規定する。また、第 2 に、累積的影響 (cumulatieve effecten) についても、戦略レベルの方が検討に適している。第 3 に、戦略レベルで可能な代案に係る議論を決着 (afgerond) させることで、決定形成手続における「手戻り (terugkomen)」を防げる。第 4 に、戦略的環境影響報告で得られた環境

情報は施業レベルにも適用でき、施業環境影響報告での代案の射程を限定できる。第5に、施業レベルでの環境影響報告義務のある営為に直結しない政策についても扱える（Cmer 1997: 53）。以上が、計画環境影響報告の必要性である。しかしながら、代案は抽象的（abstract）となり、影響の記述は質的（kwalitaief）にならざるを得ない（VROM & LNV 1994: 29）。

「計画」に対する環境影響報告制度の対象設定は、国空間計画型（政令第3条）と、決定欄に空間計画などの計画が掲げられているものがある。例えば、用途計画の確定は、個別施業の建築許可との相対的關係では、戦略・政策・計画的決定である。しかし、これらの対象設定は、具体的な営為を前提とし、それに関係する部分に限定されている。また、空間計画では、「建設可能性を最初に整えたところ」に限定されており、その後で確定される空間計画は、必ずしも対象ではない。これも、最初の空間計画で具体的な営為が決定されるという想定に基づいている。従って、「計画」に対するものでも、必ずしも計画・戦略的環境影響報告とは見られない（VROM & LNV 1994: 29-30, 金井 1999a: 69-71）。あるいは、広義計画といたうえて、戦略的政策計画（狭義計画）と立地確定計画（空間計画）とに分けることもできる（VROM & LNV 1994: 58）。その意味では、政策・計画レベル、立地選択レベル、施業レベルの3つに分けられる（Ten Holder 1995: 1）。（狭義）計画環境影響報告は、対象設定の仕組というより、代案作成の運用で決まる。

## (2) 事 例

### ① 電力供給構造大枠（SEV）

電力供給構造大枠（Structuurschema voor Elektriciteitsvoorziening; SEV）は、経済問題大臣と住宅空間整序環境大臣によって準備され、計画の中核決断の箇所は議会議決を要する（1989年電力法（Elektriciteitswet 1989）第14条）。計画中核決断でもある構造大枠の確定は、環境影響報告義務の決定である（EZ & VROM 1992b: 160）。営為は、既存・新設発電所

(op te richten elektriciteitscentrales) ないし設備 (installaties) における発電用の燃料 (brandstoffen)・核分裂物質 (splijtstoffen)・風力 (windenergie) の使用 (aanwending) である (別表 C22.1) (政令指定型・空間計画型)。

計画環境影響報告が作成されたのは、第 2 次 (Tweede) 電力供給構造大枠である。1992 年 5 月 18 日に『第 1 部 (Deel 1)』がまとめられ、環境影響報告書が同年 6 月 17 日から公開・供覧に付された。参加意見・助言は、同年 11 月 30 日の『第 2 部 (Deel 2)』にまとめて公刊された。助言には、いわゆる審議会である外部助言機関の助言とともに、環境影響報告委員会の審査助言も含まれる。これらを踏まえて、内閣見解 (kabinetsstandpunt) である『第 3 部 (Deel 3)』が 1993 年 4 月 16 日に提出され、1994 年 2 月 1 日に計画中核決断である『第 4 部 (Deel 4)』が確定した (EZ & VROM 1992 a, 1992b, 1992c, 1993, 1994, Cmer 1992, Ten Holder 1995: 2-3, デボア 1996: 29, 環境庁 1995: 209)。

電力供給構造大枠とその環境影響報告書は、2 つの側面を持つ (Cmer 1992: 126)。第 1 は空間計画 (計画中核決断) の側面である。500MW 以上の既存・可能的発電所設備 (bestaande en potentiële vestigingsplaatsen voor centrales) と、220~380kV の高圧線 (hoogspanningsverbindingen) の、空間的位置の概要を確定する (図)。また、各立地の発電設備ごとに、利用する燃料の種類を指定する (EZ & VROM 1994: 12-19)。しかし、この側面の環境影響報告書は、通常の立地代案を中心とする空間計画にかかる環境影響報告と同様である (EZ & VROM 1992b: 162-166)。後続する地域計画・用途計画や経済問題大臣による電力許可に対しては、構造大枠は戦略的決定ではある。しかし、オランダでは、この種の空間計画的な決定にかかるものは、計画環境影響報告とはされない。また、立地代案が運用においてあまり重要でなかったのは、電力需要予測に対して第 1 次構造大枠で既定の立地で、充分であるという予測が成り立ったためでもある (Bitter 1996)。



構造大枠の第 2 の側面は、燃料投入 (brandstofinzet) の全国的上限の決定である。二酸化炭素・窒素酸化物・二酸化硫黄の排出など、主として環境への影響に関わる決定である。その前提が、国民総生産 (Bruto Nationaal Produkt) の伸率、省エネルギーの進展などの予測であり、電力需要は年率 1.6%~2.6% で上昇すると推定する (2010 年で 16300MW から 21000MW)。この需要予測は、計画中核決断の発電設備の確定の前提でもある。燃料選択の基礎代案 (basialternatieven) は、石炭 50%/天然ガス 50% 代案と、石炭 33.3%/天然ガス・気化石油 (olievergassing) 66.7% 代案である。さらに石炭の変種としては、粉末石炭 (poederkool) と、気化石炭 (kolenvergassing; KV) - 蒸気・ガスタービン (Stoom en Gasturbine; STEG) とがある (EZ & VROM 1992b: 166-172)。このように、燃料源の選択という、直接的には個別施業 (project) に結び付かない決定の環境影響報告である点、計画環境影響報告とされる理由である。

環境影響報告書の結果から、石炭燃料の方が環境への負の帰結が大きいことが明らかとなり、最終的には石炭 33.3% 代案が決定された。具体的には、2010 年の総電力需要 18000MW 程度に対して、石炭発電能力を 5500~6000MW とした。なお、天然ガスの上限は明示していない。また、気化石油の能力は、1500~2000MW の見込みとされた (EZ & VROM 1993: 100-107, 117, 1994: 9)。本来は、経済問題省は、効率的発電と十分な供給能力の確保という観点から、石油危機にみられたような、石油価格に連動して高騰しやすい天然ガスへの依存の危険は回避したかった。つまり、50%/50% 代案を嗜好していた。この点は、二酸化炭素の排出の最小化という環境配慮を重視する住宅空間整序環境省 (環境総部 (Directoraat-Generaal Milieubeheer; DGM)、金井 (1997a: 137) では「総本部」と表記) とは、比重に差があった。しかし、計画環境影響報告書の内容が、石炭依存を低める決定への基盤となったのである (Van Eck 1995: 77, Bitter 1996)。

## ② 廃棄物十年要領

廃棄物処理の事務権限の中心は、州政府にある (1993 年 3 月 1 日、法第

10章の施行) (Ammerlaam & Rood 1994: 62-67, 161, 171-175)。国は全国的・国際的な観点からの関与に限定される。自治体は家庭廃棄物 (huishoudelijke afvalstoffen) の収集 (inzameling) の事務権限を有する。また、埋立処分場・焼却場を有する自治体もある。州は、州環境条例 (provinciale milieuverordening) で定める条件に基づいて各種の許可を行う。また、州環境政策計画 (provinciale milieubeleidsplan) を確定する (法第4.9条)。その一部に、州廃棄物計画 (Provinciale Afvalstoffenplan; PAP) が含まれる。州計画は、国環境政策計画 (nationale milieubeleidsplan) と調和 (afstemming) を図るものとするが、必ずしも、国計画の下位計画ではない。但し、住宅空間整序環境大臣は、州に対して、申請処分にかかる指示 (aanwijzing) (法第8.27条)、州環境条例への特定の規定 (regel) の導入の義務づけ (法第10.45条) などができる。また、州は自治体に対して、同様の方針付与権限 (richtinggevende bevoegdheden) がある (法第10.7条、第10.12条、第10.13条)。さらに、州環境条例では、家庭廃棄物の除去 (verwijdering) に関する自治体間協力 (samenwerking) について規定しなければならない (法第10.26条第2項)。個別自治体では規模が不十分であることから、共同規約制 (gemeenschappelijke regelingen) を採ることが普通である (金井 1998b: 72)。

しかし、環境基準の観点からの廃棄物処理の大規模化の要請のため、州レベルでも狭小な側面がある (Huisman 1996)。そこで、全国レベルでの廃棄物処理の計画・調整のために、廃棄物協議機関 (Afval Overleg Orgaan; AOO) が1990年に設立された。その当時にも、国への集権化も議論はされたが、州中心が採択されたのである (当時は廃棄物法 (afvalstofwet), 1994年1月1日より完全に環境管理法に移行)。廃棄物協議機関は、住宅空間整序環境省 (環境総部)、州間協議会 (IPO)、オランダ自治体協会 (VNG) からなる協議機関である。廃棄物協議機関は、廃棄物十年要領 (Tienjarenprogramma Afval) を確定することで、計画・調整を図る。要領は3年ごとの改訂を想定している。しかし、この要領は公式計画決定

ではなく、実際の処理にかかる決定は各政府が行う。つまり、要領の内容を受けて、州は公式の州廃棄物計画を確定し、許可を行う (Leroy 1995: 106-125)。

廃棄物協議機関は、廃棄物十年要領 (1992年版) の確定に際して、環境影響報告制度の適用を行った (Ten Holder 1995: 5-8, Van Eck 1995: 74-76, 環境庁 1995: 209)。第 2 次電力供給構造大枠と同様に、廃棄物処理施設の各立地とそれぞれの処理能力の計画が 1 つの側面であるが、基本的には充足されているとされた。そのため、立地代案の重要性は薄れた。むしろ、分別・埋立・焼却という処理手法のマクロ的シナリオ (3 基本代案) が、環境影響報告書の重要な代案であった。特に、埋立から焼却への移行の、環境親和性の調査が重要であった (Thérivel & Partidário 1996b: 86-93, AOO 1992a, 1992b, Cmer 1992b)。

廃棄物十年要領は公式決定ではないから、環境影響報告の対象となる決定ではない。従って、政令別表 C 型・判別義務 (政令別表 D) 型などではなく、自発型である。但し、開始通知以降の公式手続は一律に適用される (金井 1999a: 73, 85)。例えば、廃棄物十年要領 1995 年版では、1994 年 3 月に接近計画 (Plan van Aanpak) (開始通知)、6 月に条件要領 (Programma van Eisen) (指針)、10 月に大綱案 (Hoofdlijn Ontwerp)、1995 年 4 月に要領案 (Ontwerp)・環境影響報告書、その後、意見参加・審査助言を行い、12 月に決定された (AOO 1995)。

廃棄物協議機関は、構成員 15 人からなる年 8 回程度の会合を行うが、いずれも 2 時間程度で終了する。従って、要領・環境影響報告書の準備においては、事務職員 (約 20 人) の役割が大きい。主に技術系の背景を有する事務職員が、草案を起草し、国・州・自治体という関係政府と協議を行う。分野は、生物学・化学・物理学などが中心であり、法律学・経済学などの職員は少ない。その意味で、環境影響報告委員会事務局と似ていよう。また、同委員会事務局での経歴を有する技術事務職員もいる。このような人員資源を背景に、1995 年版の環境影響報告書は、内部で作成した。

コンサルタント会社への委託が一般的ななかで、非常に珍しい（1992年版では委託）。これは、知識・情報・データベース資源を保つためである。計画を議論する前提として、データないしシナリオを準備し、それに親近するものであり、その意味で技術専門家主導の決定過程である（Huisman 1996）。この点が、専門・独立の環境影響報告委員会による審査助言に支えられた、環境影響報告制度の適用と親和するのであろう。

### ③ 緑地空間構造大枠（SGR）

緑地空間構造大枠（Structuurschema Groene Ruimte；SGR）は、農業自然漁業省の分野における部門別計画中核決断（Sector PKB）である（Van Eck 1995：78）。側面政策（facetbeleid）である空間計画（計画中核決断）と部門政策（sectorbeleid）である緑地政策との接点である（LNV & VROM 1993b：10-11）。但し、従来の部門別計画中核決断は、土地改善（land-inrichting）、自然（natuur）、野外保養（openluchtrecreatie）に、さらに細部門別であった。緑地空間構造大枠は農村区域（landelijk gebied）での多様な諸機能（functies）を、区域指向政策（gebiedsgerichte beleid）によって統合を図ったのである（Brussaard 1993b：32）。従って、同大枠の準備における最大の論点は、省内各部間調整による省の政策統合であった（Bekke et, al 1994：73, 金井 1997b：105）。

緑地空間構造大枠は、農業自然漁業大臣・住宅空間整序環境大臣を起導者とし、閣議を有権当局とするが、実際には両省が実質的に有権当局として行動する。このような空間計画型では、環境影響報告義務（政令別表C）・判別義務（政令別表D）の営為を大筋で決断するかどうかで、対象として設定されるかが決まる。

1990年2月に、両省は、議会に対して土地改善・自然・野外保養構造大枠（Structuurschema LNO）の準備に入ったことを通達（bericht）し、「土地改善・自然・野外保養構造大枠の部分のための環境影響報告書開始通知（Startnotitie milier-effectrapportage voor delen van het Structuurschema LNO）」を公表した（LNV & VROM 1992a：1, 5, 219）。環境影響報告義務

の當為の大筋を包含することを、両省は明らかにした。同年 7 月 6 日に指針を両省が（有権当局として）示した。1992 年 10 月 13 日に『第 1 部』（原案）と関連する環境影響報告書が公表された。環境影響報告書は、「土地改善」と「環状都市緑地構造新保養施業地区（Gebieden voor nieuwe recreatieprojecten Randstadgroenstructuur）」についての部分にのみ、作成された（LNV & VROM 1992b, 1992c）。

供覧・参加期間は 1992 年 10 月 13 日から 1993 年 2 月 12 日までである。文書による参加反応（inspraakreacties, 参加意見）は、空間整序審議会事務局（secretariaat van de RARO）が受理（ontvangst）・登録（registratie）・頒布（verspreiding）した。参加意見の写本（afschriften）は、両省政策職員（beleidsambtenaren）と環境影響報告委員会に送付された。参加意見は、空間整序審議会の助言にも反映させる。また、参加意見は参加期間終了とともに、同審議会事務局が集約（bundel）し、両大臣・両省職員・環境影響報告委員会・第二院に送付するとともに、供覧した。また、環境影響報告書に対する公聴会（hoorzitting）は、土地改善部分については 1993 年 1 月 13 日に、環状都市保養施業部分については翌 14 日に、それぞれ開催された（LNV & VROM 1993a: 9, 173-190, 1993b: 211）。

環境影響報告委員会は、審査助言要綱（concept-toetsingsadvies）を 1993 年 2 月 25 日に両省の代表者（vertegenwoordigers）を示し、特に土地改善にかかる最親環境代案の作出が不十分であると指摘した。そのため、審査助言の提出を休止（opschorten）し、両省による補充通知（aanvullende notitie）を待つことにした。この補充通知は同年 4 月 16 日に提起され、4 月 20 日に両省代表者と委員会の間で討議（bespreken）された。補充通知は、当初の環境影響報告書の修正（bijstelling）として、審査の対象に含まれることとなった。審査助言は同年 5 月 4 日になされた（Cmer 1993: 205, LNV & VROM 1993c: 191）。『第 2 部』（参加意見・助言）『第 3 部』（内閣見解）の公表は、1993 年 6 月 30 日である。計画の中核決断の確定は 1995 年 10 月 3 日であり、『第 4 部』（議決）の公刊は同年 12 月 27 日である（LNV &

VROM 1995a, 1994b: 5)。

「環状都市緑地構造」の政策代案間の環境影響は、施業 (project) の立地 (lokatie)、造作 (inrichting)・利用 (gebruik) の性質 (aard) によって異なる。政策代案は、1) 大規模・少数新規、2) 小規模・多数新規、3) 既存森林・保養区域の拡大、4) 農村区域の保養共用 (recreated medegebruik)、5) 零代案の5つである。立地は、1) 都市間空間 (interstedelijke ruimte)、2) 海浜粘土区域、3) 沼沢区域、4) 河川区域、5) 海岸地帯、6) 砂丘連脈 (Heuvelrug) の6つである。性質は、1) 森林・水域、2) 森林、3) 荘園風 (landgoedachtige)・水域、4) 荘園風の4つである。環境影響報告書の結論は、都市間空間・海岸粘土・河川区域に、森林・水域性質の新規緑地を、大規模・少数ないし小規模・多数に施業することが望ましいとした。そして、これは政府の近年の政策と接合 (aansluiten) している (LNV & VROM 1992a: 30-31)。

「土地改善」の環境影響報告書は、場所 (plaats)・順位 (urgentie)・規模 (omvang) の記述をする。いかなる場所に農業・自然・野外保養の改造 (herinlichting)・耕地整理 (ruilverkaveling) を行うかである。しかし、報告書によれば、土地改善の必要性の環境影響は、区域種別によって多様であるため、個別施業段階にならなければ不明である。また、順位付けに関しては、自然・景観・環境を土地改善と両立させる多機能接近 (multifunctionele aanpak) を推奨するが、これは政府の政策と接合する。土地改善の規模を規定する、施業種類間の財源配分では、水管理作業を重視する配分と比較した。それによれば、既存の配分の方が環境親和的とされた。この面でも、政府の政策方向を支持する (LNV & VROM 1992a: 116-121)。

「環状都市緑地構造」環境影響報告書への審査では、大筋では十分な情報があるものの、現在の保養における難点 (kunelpunten)・必要性 (behoefte) と、企図との関連が不明とされた (Cmer 1993: 212-216)。「土地改善」環境影響報告書への審査は、目的設定、目的間の連関 (samen-

hang), 代案の開発に対して、厳しい結論であった。土地改善の目的は、空間整序枠組での多様な区域ごとに異なるにも関わらず、十分に分化して定義されていない。また、目的は、いわゆる環境の「一化問題('ver-thema's)」に限られ、空間品質 (ruimtelijke kwaliteit) の基準を欠き、第 4 次空間整序覚書補充版 (Vierde nota over de ruimtelijke ordening extra, VINEX) の進路 (koersen) とも関連付けがされていない。それを反映して、少数の代案しか形成されず、良質な最親環境代案を欠くこととなった。環境影響報告委員会は、これらの諸点は将来の戦略レベル環境影響報告書への教訓 (leerpunten) と、指摘する (Cmer 1993: 206-212)。「土地改善」報告書へは、概略すぎる (te global) という不平 (klacht) が参加意見で一般的であったことも、同様の点を反映していた (LNV & VROM 1993a: 15)。

これらの意見・助言を受けて、以下のように決定された。環境影響報告制度の枠組での評価要領の作成・実施の経験は乏しく、また、戦略政策レベル (strategisch beleidsniveau) では不確実である。そこで、両環境影響報告は、付属評価 (bijbehorende evaluaties) を含む施業環境影響報告 (project-milieu-effectrapportages) による追跡を要する。そこでは、一面では、政策・施業評価間の二重作業 (dubbel werk) を防ぐための調和 (afstemming) が必須であり、他面では、政策評価に不可欠の情報が施業評価の抽象化によって得られる (LNV & VROM 1993b: 210, 1995b: 105)。

#### ④ 第 4 次空間整序覚書補充版

計画中核決断 (PKB) は、政令別表 C の営為の立地選択について、最初に計画ないし大筋において決断されるときに、環境影響報告義務となるのであって、全てについて環境影響報告書が作成されるわけではない (金井 1999a: 70-71, Arts 1992: 245-254)。最大の問題であったのは、国レベルの包括的計画中核決断である覚書 (nota) である。

第 4 次空間整序覚書補充版 (VINEX) は、1983年の都市区域構造素描 (Structuurschets voor Stedelijke Gebieden) と同様に、開発方向 (ontwik-

kelingsrichtingen) と規定するのであり、立地 (lokaties) を規定しないから、環境影響報告義務ではないとされた (VROM 1985, 1990, 1993)。計画中核決断は個別の立地を名指ししておらず、依然として「確定的決断 (definitieve beslissingen)」を待つ状態にある。場合によっては、州の協力を得るために、計画中核決断の変更が必要になるかも知れない。第4次覚書補充版で示唆されるには、州の望まない立地も多い。法的には、大臣の指示の行使には、第二院の同意 (instemming) で充分であるが、その同意では、立地選択への弁明 (verantwoorden) が必要である。つまり、実質的には、この同意が立地の計画中核決断になる (Korthals Altes 1995: 228)。

住宅空間整序環境省 (VROM) には、環境影響報告制度の実質的な運用機関である環境総部 (DG milieubeheer; DGM) と、空間政策の国家計画庁 (Rijksplanologische Dienst; RPD) とが割拠しており、第4次覚書補充版を環境影響報告制度の対象に含め得なかったのである (金井 1997b: 116)。そのため、『手引き』では、第4次覚書補充版の近接性原則 (nabijheidsprincipe) は方針を示したものであり具体的な立地選択ではないから、環境影響報告義務ではないと解説した (VROM & LNV 1994: 30, 金井 1999 a: 71)。この解説は、一方では、第4次覚書補充版は環境影響報告義務ではないという決定を、追認して弁証する。他方では、実質的に立地選択を規定するならば、第4次覚書補充版は環境影響報告義務であるという、反対解釈を含意する。

第4次覚書補充版の計画中核決断本文 (tekst) は黄地面 (geel valk) で示されるから、確かに計画中核決断本文ではないにせよ、同一冊子である『第4部(計画中核決断)』の白地面には、住宅戸数、公共交通路線、などを含めて、具体的な地名入りで立地が示される (VROM 1993: 5,58-62, 金井 1998b: 104)。その意味で、具体的な立地が選択されたことは、運用機関すれば明らかであった。つまり、運用機関は、対象設定に関する制度の維持に失敗したと認識していた。そのため、住宅立地に係るユトレヒト州地域計

画への環境影響報告書・審査（金井 1999b: 58-60, [事例 3]）は、十分に機能しなかったという。また、公式決定でない「協定 (convenant)」による実質的な立地決定も、環境影響報告制度の機能を妨げている（金井 1998 b: 100-101）。従って、次の「覚書」に環境影響報告を回避させないことが、運用機関の関心となった（Van Eck 1995: 78, Scholten 1996）。

戦略的覚書 (strategische nota's) は、相対的に抽象性の高い決定であり、一般的性質を有する計画である。そのため、環境影響報告制度の対象に馴染むかという疑問がある（Cmer 1998: 54）。環境影響報告委員会は、以下の 3 つの部分質問を満たせば、環境影響報告が実施できるとする。第 1 は、重要な負の環境帰結の可能性 (mogelijk belangrijke nadelige milieugevolgen) がある決定を、戦略的覚書が含んでいる。第 2 は、戦略的覚書に含まれる決定によって限定 (begeperkt) ないし遮断 (af-

(表) *Besluiten in de VINEX waarvoor m.e.r. zinvol was geweest*

categorie besluiten	zijn belangrijke milieugevolgen te verwachten	worden alternatieven ingeperkt in de VINEX
1 algemeen r.o.-beleid	<b>ja, bij besluiten over de spreiding</b>	<b>ja, bij keuzen over het spreidingsbeleid</b>
2.verstedelijkingsbesluiten	<b>ja, m.e.r.-plichtige activiteiten</b>	<b>ja, in VINEX en vooral in VINEX-convenanten</b>
3.koersentoedeling	in principe wel, maar in de praktijk is de koersentoedeling niet hard gehanteerd doordat ruimte is gelaten voor verdere invulling door de lagere overheden	nee, niet direct, dergelijke besluiten worden genomen in Structuurschema LNO, streekplannen, landinrichtingsplannen e.d.
4.infrastructuurprojecten	<b>ja, m.e.r.-plichtige activiteiten</b>	nee, eerder in SVV en projectspecifieke tracébesluiten
5.ROM/uitwerkingsgebieden	mogelijk	nee, eerder in gebiedsspecifieke plannen
6.stedelijke knooppunten	nee, hoogstens indirect via afgeleide besluiten	ja, in VINEX en in afgeleide besluiten
7.bijzondere projecten	<b>ja, genoemde in dit geval m.e.r.-plichtig</b>	nee, eerder in projectspecifieke plannen

gesneden) される、解決方向 (oplossingsrichtingen) の諸代案が検討されている。第3は、諸代案の環境帰結を何らかの手法で想定する。いわゆる部門別計画 (sectorplannen) は、立地選択でも、処理 (verwerking)・獲得 (winning) の方法の選択でも、これらの3条件を満たす (AOO 1992 b)。戦略的空間整序覚書は、空間的諸機能の望ましい定置 (situering) に関する方向付与 (richtinggevende) 決定である。第4次覚書補充版のなかでは、国土 (land) における人口 (bevolking) の分散 (spreiding) についての選択と、都市圏 (stadsgewest) ごとの都市化方向 (verstedelijkingsrichting) の選択とに、環境影響報告制度は有益だったとされた (Cmer 1997a) (表)。

包括的空間計画 (覚書) の側の行政機関からの環境影響報告への懸念は、以下のようなものがある。第1に、覚書と環境影響報告は、それぞれ異なる法制・仕組のもとにあり、手続的な調和が困難である。このため、しばしば施業の遅延を招き、計画側機関と環境側機関との摩擦を招く。第2に、空間計画は沿革的に社会・経済的開発 (特に住宅) を重視してきたため、環境品質への配慮は二次的であった (Buijs 1996: 11)。しかし、第4次覚書補充版は「空間構造持続性 (duurzaamheid van ruimtelijke structuur)」を打出し、環境重視の衡量をしているので、この懸念は減少している (VROM 1993: 5, 金井 1998b: 100)。第3に、空間計画における環境段落 (milieuparagraaf) によって、環境利益は十分に衡量できるので、環境影響報告は不要である (金井 1999b: 86)。しかし、手続的調和がされれば、環境影響報告書の作成・審査の意義は否定し得ない。

そのため、第4次空間整序覚書補充版実現化 (Actualisering VINEX) では、環境影響報告の適用が決定された。第4次覚書は計画期間1995年～2015年であるが、具体的立地は前半 (1995年～2005年) に関してである。作動 (doorwerking) のための実施協定 (uitvoeringsconvenanten) も、前半の2005年までである。そこで、計画終期 (2015年) を展望 (doorkijk) しつつ2005年～2010年に関して作成されるのが、第4次覚書補充版実現化

である (VROM 1995b: 1)。実現化での計画中核決断は、国の政策大筋への責任と、州による裁量を広くするため、概略的性格 (globaal karakter) に止めることとなった (VRON 1995a: 9-10)。国家計画庁 (RPD) によれば、概略計画中核決断 (globaal PKB) は環境影響報告義務ではない。しかし、環境影響報告書の作成は、諸代案間の環境帰結の比較だけでなく、環境影響と他の目的との衡量にも貢献するとして、決定形成の良き仕方となるとされた。戦略的環境影響報告書の「先例機能 (voorbeeldfunctie)」が期待された (VROM 1995a: 3)。

手続的調和が重要であるが、それは以下のように仕組みされた。初発が、1995年1月の住宅空間整序環境大臣の第二院あての書簡 (brief) である。第1段階が、接近計画 (Plan van aanpak actualisering VINEX) の策定に至る第1巡行政協議 (1e ronde bestuurlijk overleg) である。第2段階が事務的偵察 (ambtelijke verkenning) である。第3段階が行政的偵察 (bestuurlijk verkenning) をまとめる第2巡行政協議であり、開始通知・指針を作成する。第4段階は、『第1部』第1次要綱 (eerste concept-PKB deel 1) と環境影響報告書要綱 (concept MER) である。第5段階は第3巡行政協議であり、『第1部』第2次要綱と環境影響報告書確定版をまとめる。第6段階は、空間整序環境大臣会議 (Raad voor Ruimtelijke Ordening en Milieubeheer; RROM) での完結と (BiZa 1997: B3), 『第1部』の公表である (VROM 1995a: 4-8)。こうして、計画中核決断の決定手続と連結する (3-1(1)③も参照)。

第4次覚書補充版実現化の環境影響報告書への審査助言を、環境影響報告委員会は1997年4月22日に提出した (Cmer 1997b)。第4次覚書以来の希望の叶った環境影響報告委員会は、全国覚書の最初の環境影響報告書に対して、意義深い (zinvol) との認識を示す (Cmer 1997b: 22-23)。第1に、環境影響報告書において諸代案が国レベルで示されたことで、州・広域都市圏にもそれが明確になった。これは、国・州・広域都市圏 (stadsregio)・自治体間の活発な議論の基盤となった。また、国レベル

で決着のついた政策出発点 (beleidsuitgangpunten) を明確にし、将来の空間発展に関する国の統御役割 (sturende rol) を強めた。第2に、『第1部』に対する参加意見の批判について、環境影響報告委員会が客観化役割 (objectiverende rol) を果たせた。第3に、環境影響報告書が審査枠組 (toetsingskader) を記述し、「先例機能」を実現した。国レベルの他の空間計画や、州レベルの空間計画に活用できよう。第4に、審査枠組には、環境側面だけではなく、空間・経済・費用などの側面も含まれ、広範な長所・短所の心象 (beeld) が得られた。また、審査枠組の明確化は、政策出発点や優先順位を明認させた。第5に、後続する環境影響報告の射程 (reikwijdte) ・複雑性を縮減し、戦略的選択では詳細化されなかった点に集中できるようにした (Cmer 1997: 55-56)。

さらに、この経験から、国・州・自治体間で、環境影響報告の適用が最も適した時点を精査する協議ができる。「建設可能性を最初に整えたところの空間計画の確定 (vaststelling van een ruimtelijk plan dat als eerste in de mogelijke aanleg voorziet)」とは、最適時点での環境影響報告の実施に貢献することである (金井 1999a: 69)。最適時点とは、重要な環境帰結に作用する決定がされるときであり、代案余地 (alternatievenruimte) を最も強く限定する決定である。こうして、過去にしばしば見られた、「滑り抜け (doorschuiven)」を回避できる (Cmer 1997: 23)。

### 3 本体補助連関

#### 3-1 整備・支援

##### (1) 整備

環境影響報告プログラムを本体プログラムとすると、環境影響報告制度の仕組・運用を補助するプログラムが存在する。このようなプログラムは、整備プログラムとして、環境影響報告プログラムを支援する関係に立

つ。整備プログラムの中核は、決定の一般的事前手続である公開準備手続 (openbare voorbereidingsprocedure) プログラムである (行政法規一般法第 3.4 節, 第 3.5 節) (オランダ行政法研究会 1997: 167-173, Verhij 1995: 49-56, De Ridder & Schut 1995: 201-202)。

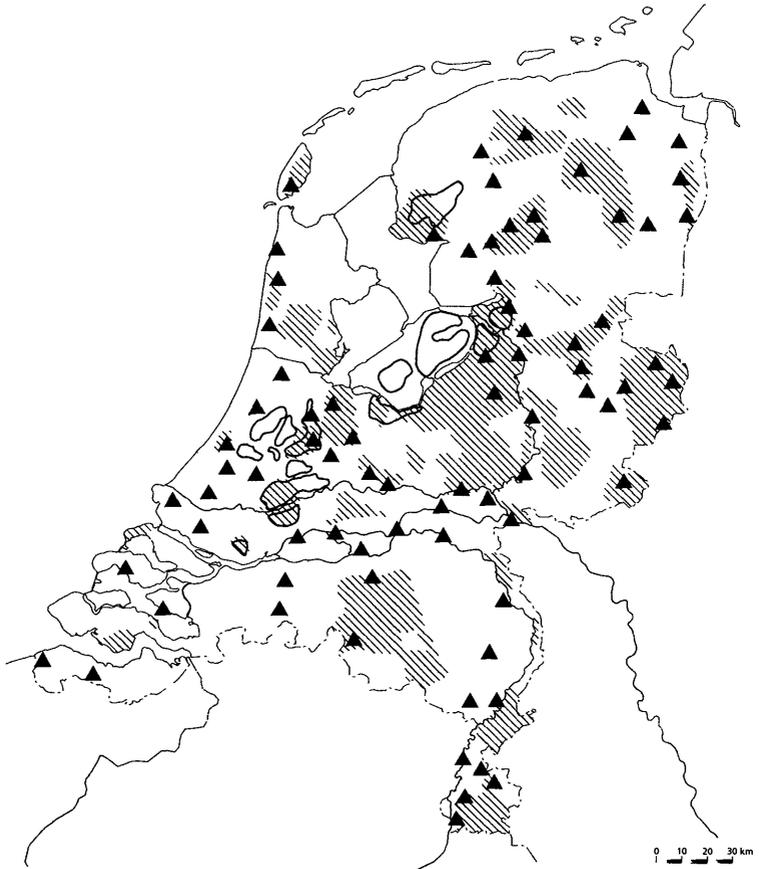
その他の整備プログラムとしては、緑地空間構造大枠 (SGR) がある。同大枠は、環境影響報告制度の対象設定に関わる感受区域 (gevoelige gebieden)・野鳥区域 (weidevogelgebied) の基盤となる (政令別表 A)。現行 1994 年政令は、1992 年に政令改正素案 (voorontwerp Herziening Besluit m. e. r.) が示されてから決定に至ったが、時期的には緑地空間構造大枠の策定過程と平行している。現行政令では、既存の自然・景観保持構造大枠 (Structuurschema Natuur- en Landschapsbehoud) に基づく感受区域は廃止され、緑地空間構造大枠に基づく定義が採用された。多くの営為では、感受区域への立置が敷居条件と結合するのである (LNV & VROM 1993b: 210)。

感受区域で緑地構造大枠に関わるのは、具体的には以下の通りである (VROM & LNV 1994: 208)。第 1 に、保護自然記念物・国家自然記念物 (beschermd natuurmonument of staatsnatuurmonument) (自然保護法 (Natuurbeschermingswet) 第 7 条・第 21 条) である (政令別表 A 第 1 a 号) (Ampt-Riksen & Brussaard 1993: 127-130)。第 2 は、生態系主構造 (Ecologische hoofdstructuur; EHS) を構成する中核区域 (kerngebied)・自然展開区域 (natuurontwikkelingsgebied)・境界接続地帯 (begrensde verbindingszone) で、地域計画に確定されている区域、ないしは、それを欠くときには、『第 3 部』の生態系主構造地図 (SGR 第 7 図) から生じる区域である (b 号) (Gersie & Horlings 1995: 148, 158)。第 3 は、既存景観品質 (bestaande landschapskwaliteit) の保持 (behoud)・修復 (herstel) の区域で、地域計画に確定されているもの、ないしは、それを欠くときには、『第 3 部』の景観地図 (kaart landschap) (SGR 第 12 図) から生じる区域である (c 号) (図)。また、野鳥区域とは、『第 3 部』の野鳥重要区域の地図

第12図

landschap

PKB kaart 12



- ▲ te ontwikkelen nationaal landschapspatroon
- ▨ behoud en herstel bestaande landschapskwaliteit
- behoud karakteristieke openheid

LNV & VROM 1995a : 81 (原図カラー)

*belangrijke gebieden voor weidevogels*

PKB kaart 9



LNV & VROM 1995a : 78 (原図カラー)

(SGR 第 9 図) (図) から生じる区域である (LNV & VROM 1993b : 218, 223, 220)。従って、仔細に記述すれば、対象設定の一部は州の地域計画に委ねられており、選別型・一般選別・地域計画指定型と位置づけられる (金井 1999a : 72)。

## (2) 支 援

### ① 総 論

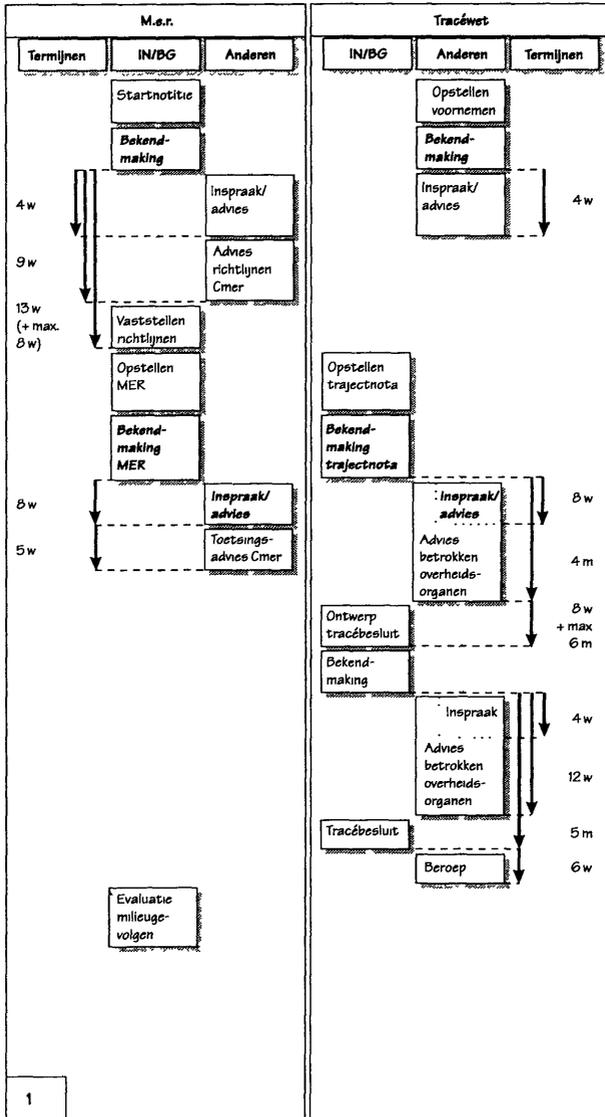
環境影響報告制度は、それ自体として存在するものではなく、1つの補助手段 (hulpmiddel) である。つまり、当該営為に関する政府の決定形成にとっては、補助である。従って、環境影響報告はこれらの政府決定と連関 (gekoppeld) されなければならない (VROM & LNV 1994 : 15)。そこで、環境影響報告書の作成は、当該決定の準備段階にはめ込まれている。当該決定プログラムが本体プログラムであるならば、環境影響報告プログラムは補助 (整備) プログラムとして、本体プログラムを支援する関係に立つ。以下では、支援各論として、環境影響報告プログラムが支援する本体プログラムである諸決定との連関を観察する。諸決定との連関においては、不当な遅延を生じないように、最終決定までの期限を設定することも多い (松村 1996 : 71)。

### ② 画線決定

#### (ア) 画線法画線決定

画線法 (Tracéwet) に基づく交通治水大臣の画線決定 (tracébesluit) は、幹線道路 (hoofdweg) の建設 (別表 C1.1)、全国鉄道 (landelijke railweg) の建設 (別表 C2.1) では環境影響報告義務となる。また、その他 4 車線以上道路の建設 (別表 C1.3)、その他鉄道や軌道 (trambaan)・地下鉄 (metrobaan)・バス専用道 (busbaan) の建設 (別表 C2.2)、主要水路 (hoofdvaarweg) の建設 (別表 C3.1)・拡幅 (vergroting) または浚渫 (verdieping) (別表 C3.2)、既存河川 (zijnde een rivier) の主要水路への転換 (verlegging) (別表 C3.3) では、敷居条件を超えると環境影響報告義務となる。

図②(ア)



10DHAM2b

画線法の手続は、行程文書 (trajectnota) と画線決定の 2 局面からなる (De Ridder & Schut 1995 : 77-104, Klaassen 1994 : 39-40)。環境影響報告手続は、行程文書手続と統合して行われる。すなわち、行程文書の作成 (opstellen) の提案 (voornemen) と開始通知とは、同時に公表 (bekendmaking) する (画線法第 3 条第 3 項)。法制的には、画線決定では有権当局と起導者とが同一であるが、実際には、大臣・総部長が有権当局として、広域各部 (出先機関) が起導者として、それぞれ役割を果たす。行程文書・環境影響報告書が公表されると、関係行政機関 (betrokken bestuursorganen) は 4 月以内に計画的協力 (planologische medewerking) を与えるかどうかを報知しなければならない。なお、関係行政機関が環境影響報告書に対して意見 (opmerking) を表明したいときには、環境影響報告委員会の審査助言に考慮されうるので、8 週以内の参加期間にする方が望ましい (VROM & LNV 1994 : 319)。

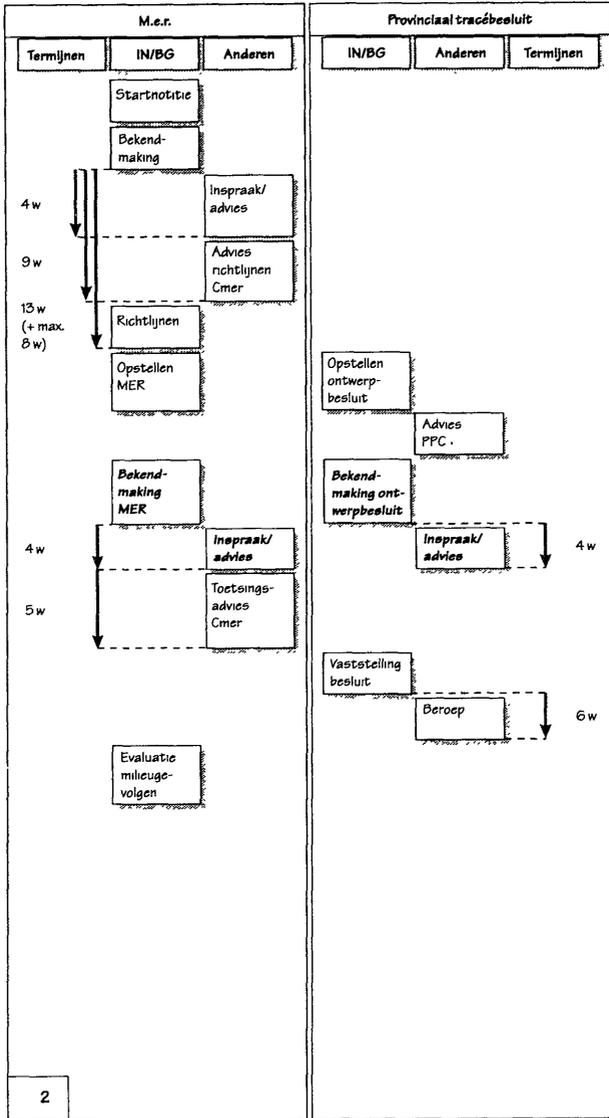
#### (イ) 州画線決定

環境影響報告義務となる州画線決定 (provinciaal tracébesluit) とは、幹線道路ではない高速道路 (autosnelweg)・自動車道 (autoweg) の建設 (別表 C1.2), あるいは、その他の市街地外延長 5 キロ以上の 4 車線以上道路の建設 (別表 C1.3) に係るもので、最初に建設の可能を提供する決定である。決定は州議会の権限となるが、特に手続が法定されているわけではない。そのため、一般の公開準備手続が適用される (行政法規一般法第 3.4 節)。また、計画的帰結を有するので、州計画委員会 (Provinciale planologische commissie; PPC) から聴取する (VROM & LNV 1994 : 321)。

### ③ 計画中核決断

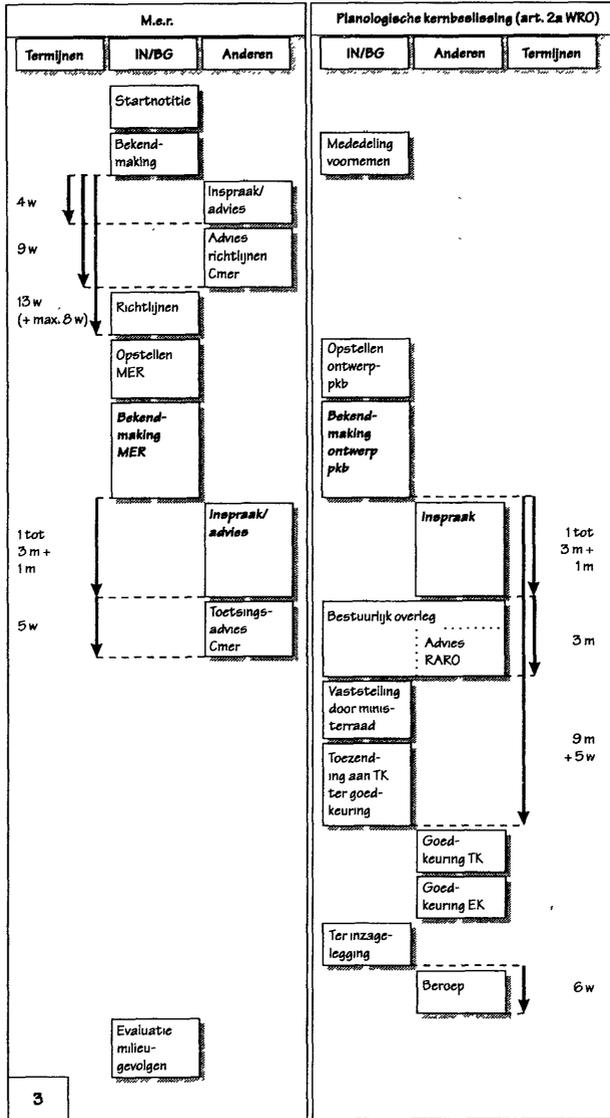
いわゆる計画中核決断の確定・変更・撤回 (空間整序法第 2 a 条・第 2 b 条) において、環境影響報告義務の営為の大筋 (hoofdlijn) が記載されているときには、環境影響報告義務となる (政令第 3 条) (金井 1999a : 70-71)。また、以下のような特別法に基づく計画中核決断は、さらに加えて環境影響報告義務となる。具体的には、空港用地の建設・造作 (inricht-

図②(1)



10DHAM2d

図③



10DHAM1m

ing)・利用 (gebruik) (別表 C6.1) (航空法 (Luchtvaartwet) 第 1 条 g 号), 土地改善 (landinrichting) (別表 C9.1) (土地改善法 (Landinrichtingswet) 第 6 条の構造大枠 (structuurschema)) (Brussaard 1993b: 38), 上水・工業用水提供インフラの拡張 (別表 C15.1) (水道法 (Waterleidingwet) 第 47 条の計画), 既存・新設発電所 (op te richten elektriciteitscentrales) ないし設備 (installaties) における発電用の燃料 (brandstoffen)・核分裂物質 (splijtstoffen)・風力 (windenergie) の使用 (aanwending) (別表 C22.1) (電力法 (Elektriciteitswet) 第 14 条の計画) である。

計画案は (諸) 大臣が準備・作成し, 1 ないし 3 ヶ月 (1 ヶ月延長可能) の参加期間が設定されるとともに, 同時に議会に送付される (Van Buuren et.al. 1994: 319-322)。供覧開始から通算で 9 ヶ月以内に第二院 (Tweede Kamer) での承認 (goedkeuring) を求める。次いで第一院 (Eerste Kamer) に送付され, 1 ヶ月以内に当該計画を審議 (behandelen) するか否かを議決する。この決定がなければ, 計画が承認されたと看做される。環境影響報告書への意見参加期間も, 計画案へのそれに合わせて, 1 ないし 3 ヶ月 (1 ヶ月延長可能) となる (法第 7.34 条第 1 項)。また, 第二院の承認期限は, 9 ヶ月に 5 週の延長がされる (法同条第 2 項) (VROM & LNV 1994: 323, 金井 1999a: 95)。

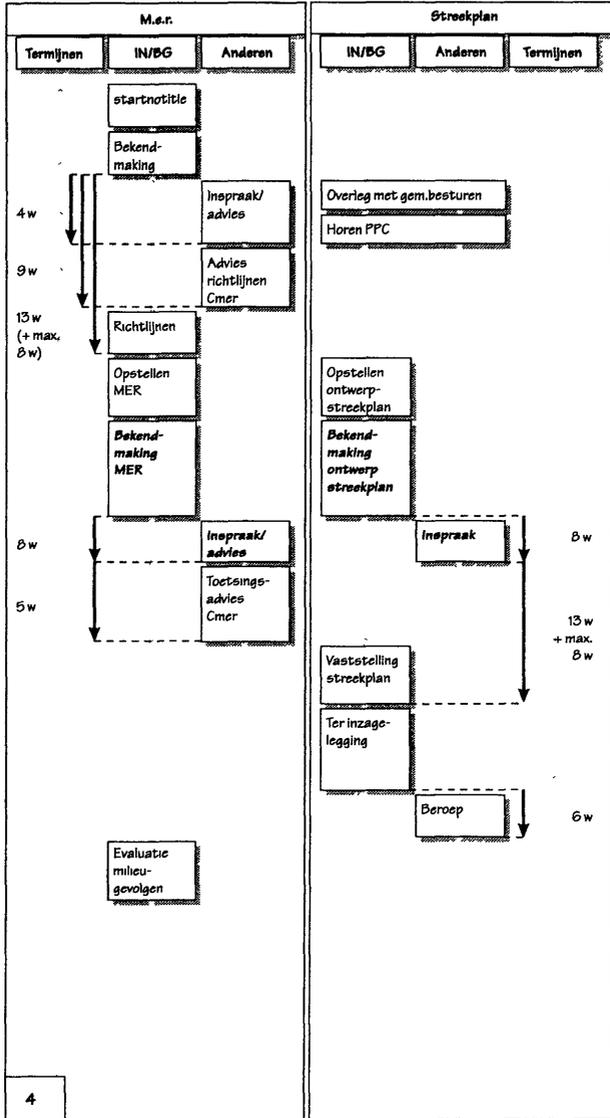
#### ④ 空間計画

##### (ア) 総 説

以下に掲げる各種の空間計画が環境影響報告義務となるのは, 一定の敷居条件を超えた一定種類の営為を可能とする最初の決定であるときである。なお, 有効になってから 10 年を経過していない地域計画・構造計画・用途計画に, 営為の想定される立地がそのように記載され, かつ, これから確定される計画において, 営為の立地が主要な点で維持されるときには, 環境影響報告義務ではなくなる。

対象となる営為は, 幹線道路 (別表 C1.1), 幹線道路ではない高速道路・自動車道 (別表 C1.2), 4 車線以上道路 (別表 C1.3) の建設, 鉄道・

図④(イ)



10DHAMin

軌道・地下鉄・バス専用道の建設（別表 C2.1, 2.2）、主要水路の建設・拡幅・浚渫・転換（別表 C3.1, 3.2, 3.3）、港湾の建設（別表 C4b）、液体（vloeistoffen）・気体（gassen）幹線輸送管（hoofdtransportleiding）の建設（別表 C8.1, 8.2, 8.3）、配送管（buisleiding）の接岸（aanlanding）（別表 C8.4）、保養・観光施設（recreatieve op toeristische voorziening）の建設（別表 C10.1）、ヨット停泊港（jachthaven）の建設（別表 C10.2）、住宅の建築（別表 C11）、貯水池（waterbekken）の建設（別表 C15.3）、石油・天然ガスの踏査（opsporen）・採掘（winnen）（別表 C17.2）、その他の深度ボーリング（diepboring）（別表 C17.3）、工業用地の建設（別表 C20.1）、温室園芸区域（glastuinbouwgebied）の建設（別表 C20.2）、風力発電設備（installaties voor het opwekken van elektriciteit door middel van windenergie）の設立（oprichting）（別表 C22.4）、高圧送電線（hoogspanningsleiding）の建設（別表 C24）である（VROM & LNV 1994: 325）。

#### (イ) 地域計画

州の定める地域計画（streekplan）は州執政部が準備し、州議会が確定するので、州議会が有権当局である。環境影響報告書への意見参加期間は、地域計画案（ontwerp-plan）への意見参加期間に合わせて、8週となる（法第7.34条第1項）。また、地域計画確定までの期間は、5週延長され13週（最大21週）となる（法同条第2項）（VROM & LNV 1994: 325, Van Buuren et. al. 1994: 281）。

#### (ウ) 地域計画指示

大臣による地域計画の内容への指示（aanwijzing）は、計画中核決断で確定された政府政策の正当な執行を促すときのみ可能である。指示に際しては、州執政部との協議と、国家計画委員会（Rijksplanologische Commissie; RPC）の聴取が必要である（VROM & LNV 1994: 327, Klaassen 1994: 77）。

#### (エ) 構造計画

構造計画（structuurplan）は、自治体執政部（B & W）が準備し、自治体

議会 (gemeenteraad) が確定するので、自治体議会が有権当局である。確定された構造計画は、州執政部と空間整序監察官 (Inspecteur van de ruimtelijke ordening; IRO) に報知しなければならない (VROM & LNV 1994 : 329, Klaassen 1994 : 83)。

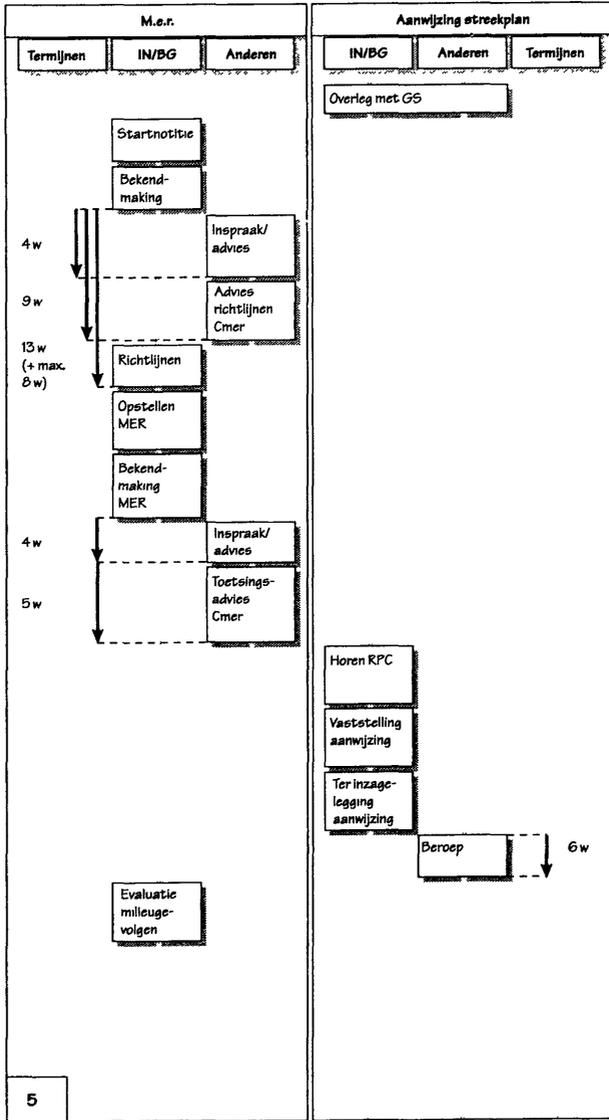
#### (オ) 用途計画

用途計画 (bestemmingsplan) は、個別の部門ラインで直接に決定を指定できない環境影響報告義務の當為に関して、安全網 (vangnet) として機能する。自治体執政部が準備した用途計画案 (ontwerp-bestemmingsplan) は、自治体の参加条例 (inspraakverordening) に従い参加に付される (空間整序法第6a条, 1995年1月1日以降は自治体法 (Gemeentewet) 第150条) (Duchateau & Lok 1993 : 71)。環境影響報告と用途計画決定との調和は、当該条例の内容に依存する。図の例示は、条例による特別規定がないときである。これと異なり、例えば、条例の規定により、用途計画素案 (voorontwerp-plan) への参加があるときには、環境影響報告書は素案とともに供覧・参加される。また、自治体執政部と関係自治体・国・州とでなされる空間整序政令第10条協議 (Overleg art. 10 Bro) は、図では用途計画の作成時になされるが、指針作成時にすることもできる。自治体議会は、供覧開始から最大4ヶ月 (原則8週) 以内に用途計画を確定するが (空間整序法第25条第1項)、さらに、5週の延長が可能である (法第7.34条第2項)。州執政部は、供覧開始から最大6ヶ月 (原則12週) に承認する (VROM & LNV 1994 : 331, Klaassen 1994 : 85-87, Van Buuren et. al. 1994 : 65-78)。

#### (カ) 例 外

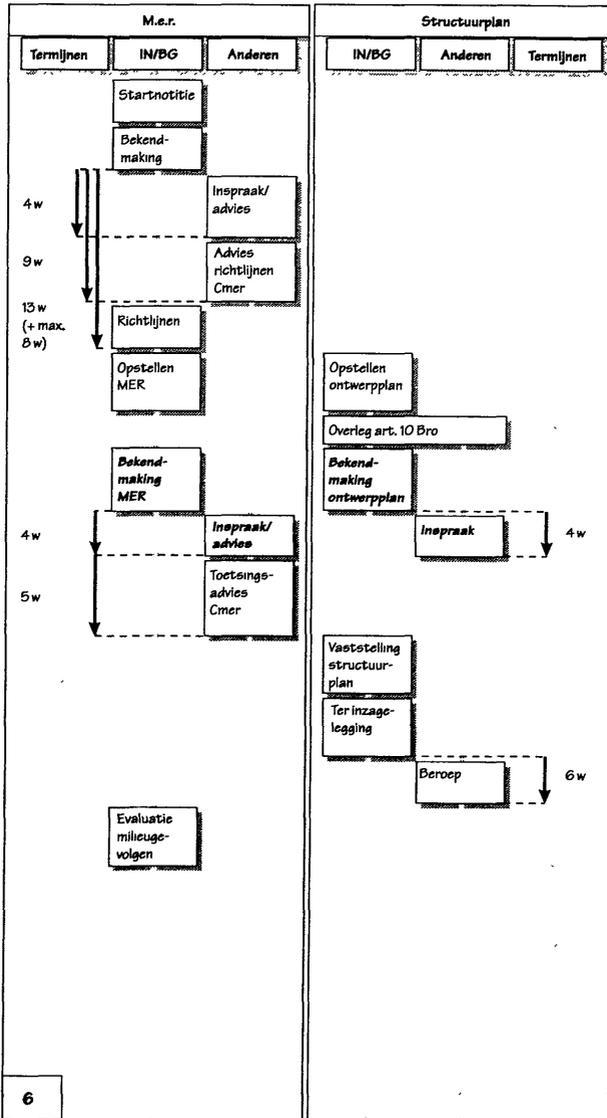
用途計画に係る例外 (vrijstelling) は、自治体と州執政部とが関わる (空間整序法第19条) (Van Buuren et. al. 1994 : 146-150)。例外申請 (verzoek) への決断は、自治体執政部が行う (空間整序法第19条第3項のときは自治体議会)。供覧開始から8週+5週 (法第7.34条第2項) 以内に、自治体執政部ないし議会は、州執政部に対して無異議宣明 (verklaring van

図④(7)



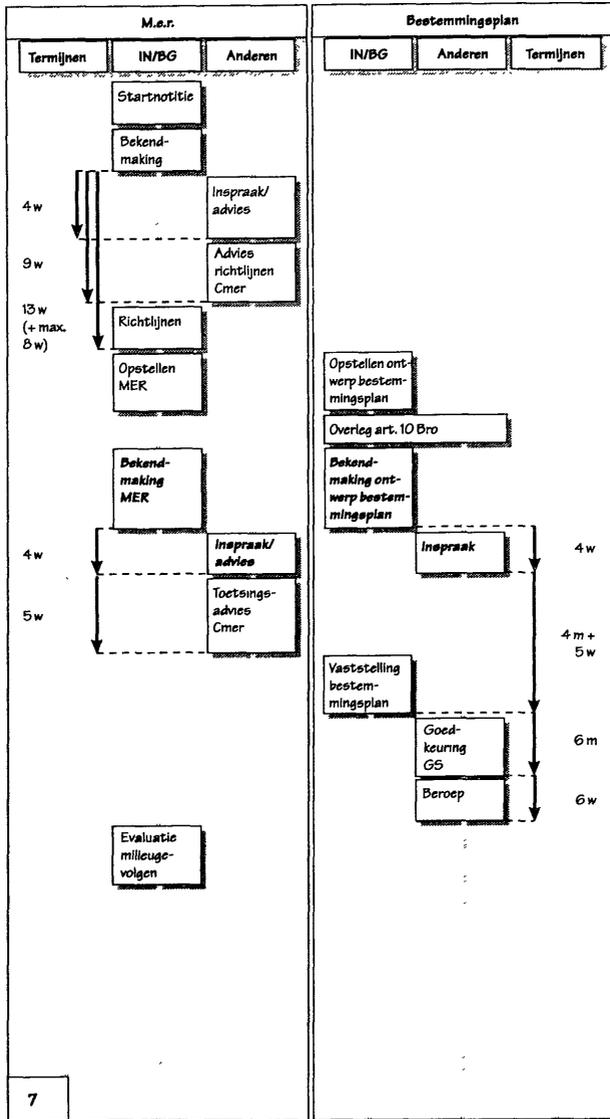
10DHAM16

図④(エ)



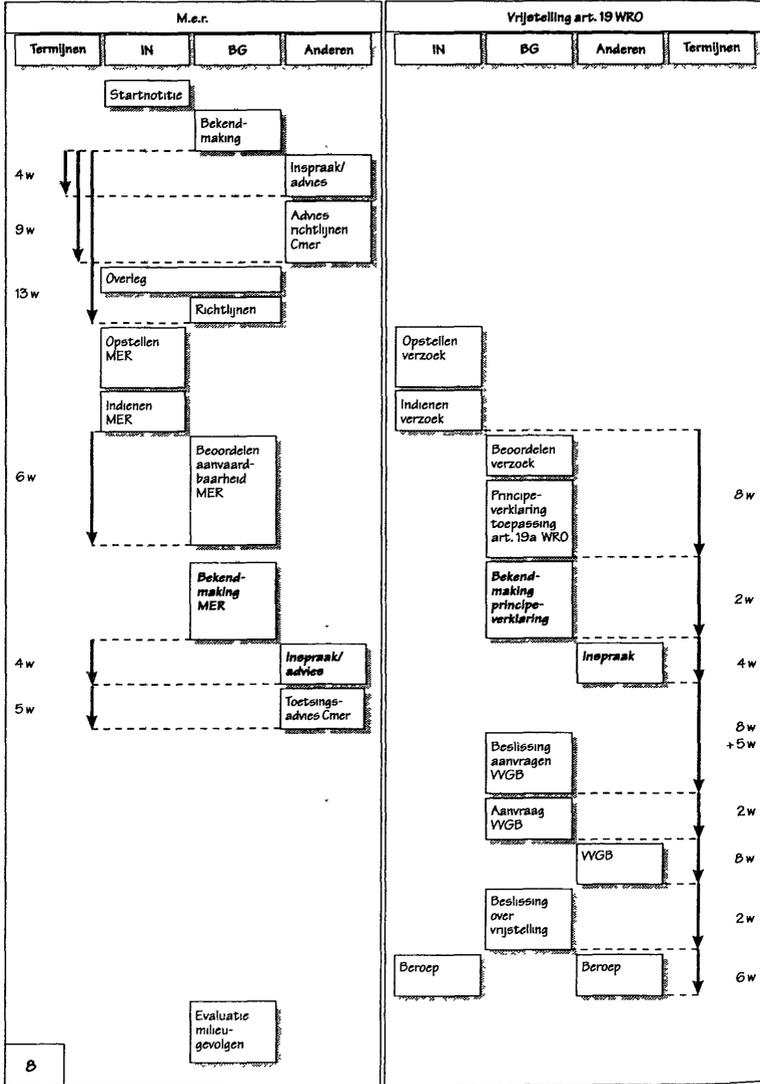
10DHAMTp

図④(才)



10DHAM1q

図④(カ)



10DHAM2g

geen bezwaar ; VVGB) を求める要請 (aanvragen) を決断する (VROM & LNV 1994 : 333)。

#### (\*) 大臣指示

住宅空間整序環境大臣は、国家計画委員会 (RPC) への聴取、州執政部・自治体議会との協議を経て、自治体議会に定められた期限内 (binnen een bepaalde termijn) に用途計画を確定ないし改訂する義務を課する、用途計画の内容に係る指示をすることができる (空間整序法第37条第2項) (Van Buuren et. al. 1994 : 340-342)。これが、大臣指示 (ministeriële aanwijzing) である。この協議は、環境影響報告書に対するものであるが、指示の必要性の精査のために、開始通知の作成より前になされる。大臣の提案は第二院に送付され、4週は実効されない。指示が既存の計画で核決断に基づかないときには、第二院の同意 (instemming) が必要である。但し、4週は無言 (stilzwijgend) の経過によっても、この同意は与えられる。指示に対する個別抗告 (afzonderlijk beroep) はできない。しかし、指示の執行として作成された用途計画案に対する意見 (zienswijze) の中に、指示への異見 (bedenkingen) を含まれる (VROM & LNV 1994 : 335)。

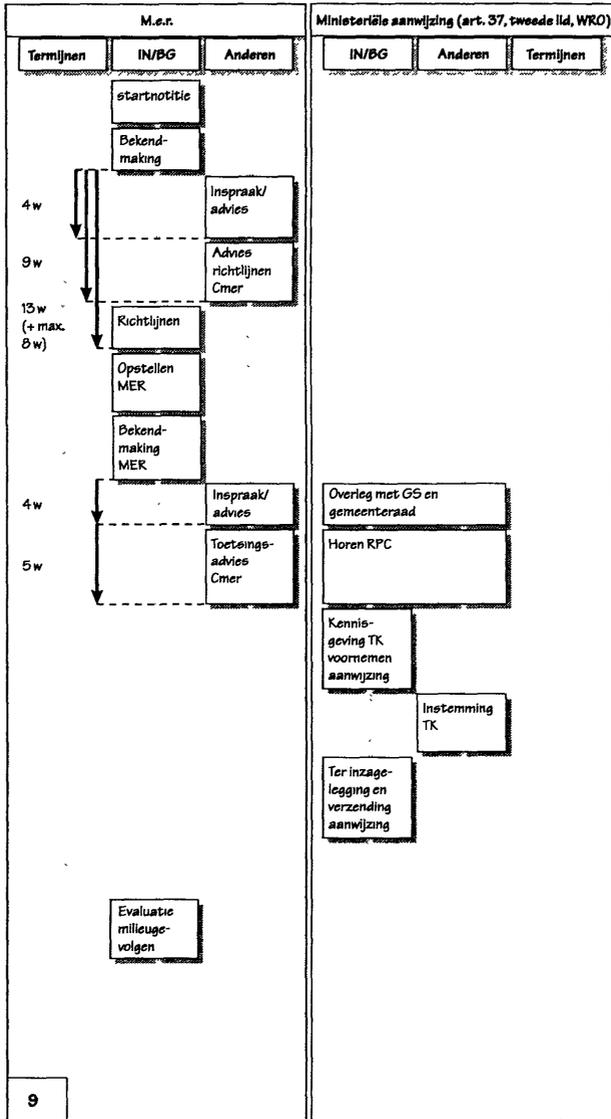
#### (ク) 州指示

州指示 (provinciale aanwijzing) の手続も、大臣指示と相似的に仕組まれている (Van Buuren et. al. 1994 : 297-298)。州執政部は、州計画委員会 (PPC) への聴取、自治体議会との協議を経て、自治体議会に定められた期限内に用途計画を確定ないし改訂する義務を課する、用途計画の内容に係る指示をすることができる (空間整序法第37条第5項)。この協議は、環境影響報告書に対するものであるが、指示の必要性の精査のために、開始通知の作成より前になされる。指示に対する個別抗告はできない。しかし、指示の執行として作成された用途計画案に対する意見の中に、指示への異見を含まれる (VROM & LNV 1994 : 337)。

#### (ク) 自治体越域施業への例外

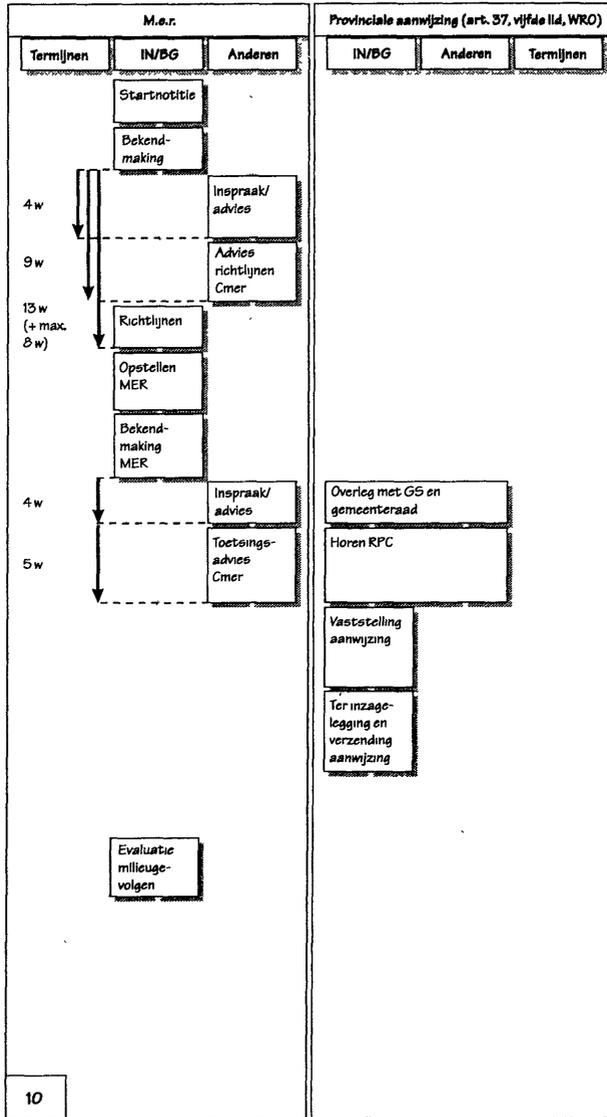
州執政部・大臣は、自治体越域利益 (bovengemeentelijke belangen) を

図④(キ)



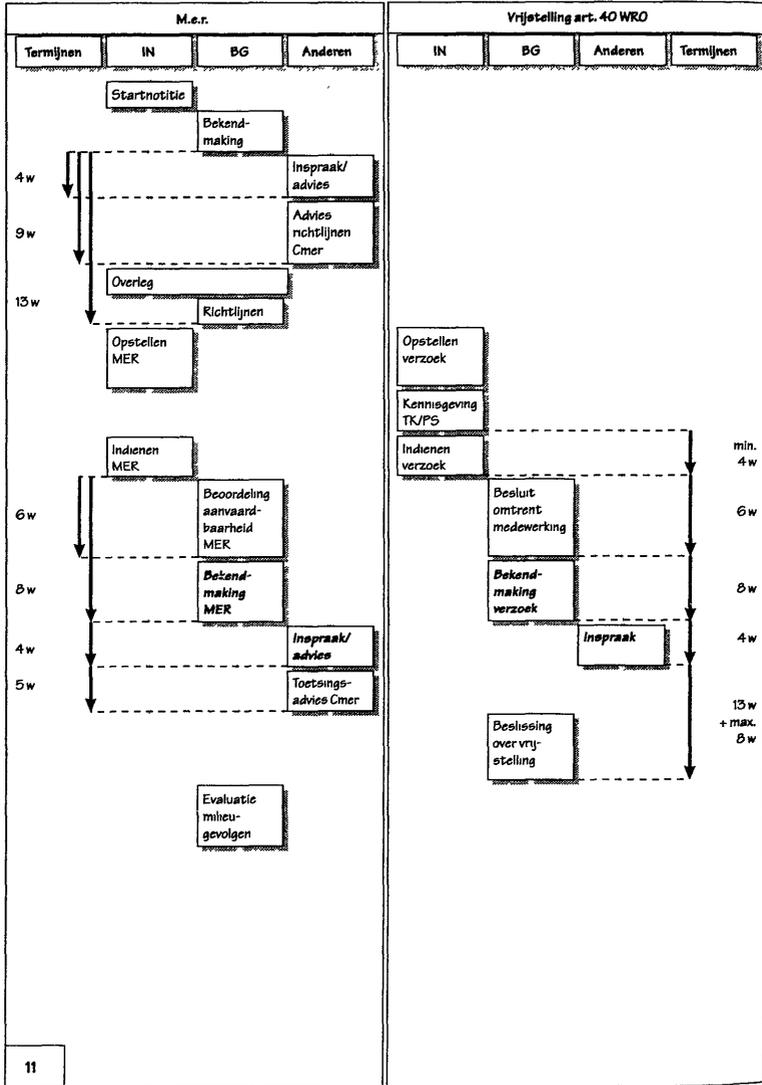
10DHAM1

図④(7)



10DHAM16

図④(ケ)



10DHAMiz

促進するものであり、当該施業 (project) の達成が近未来において必要であり、達成に係る決定形成が暗礁 (vastgelopen) に乗上げているときには、自治体執政部に用途計画の例外 (vrijstelling) を申請 (verzoek) する (空間整序法第40条)。州執政部・大臣が起導者であり、自治体執政部が有権当局となる。例外の申請に先立ち、州議会ないし第二院は、その提案に関して審議 (beraadslagen) する。申請の公開 (bekendmaking) を行う期限は、申請への協力 (medewerking) に係る決定から 2 週を付加し、申請の申立 (indienen) から 8 週以内となる (法第7.34条第 1 項)。また、申請に係る決断 (beslissing) の期限は、5 週が付加され、申請の公開から通算で13週以内 (最大 8 週の延長が可能) となる (法同条第 2 項)。申請への協力に対する個別抗告はできない。自治体執政部が協力を拒否 (weigeren) するときには、州執政部ないし住宅空間整序環境大臣は、望ましい決定をなすことができる (空間整序法第40条第 8 項) (VROM & LNV 1994: 339)。

#### ⑤ 個別分野決定

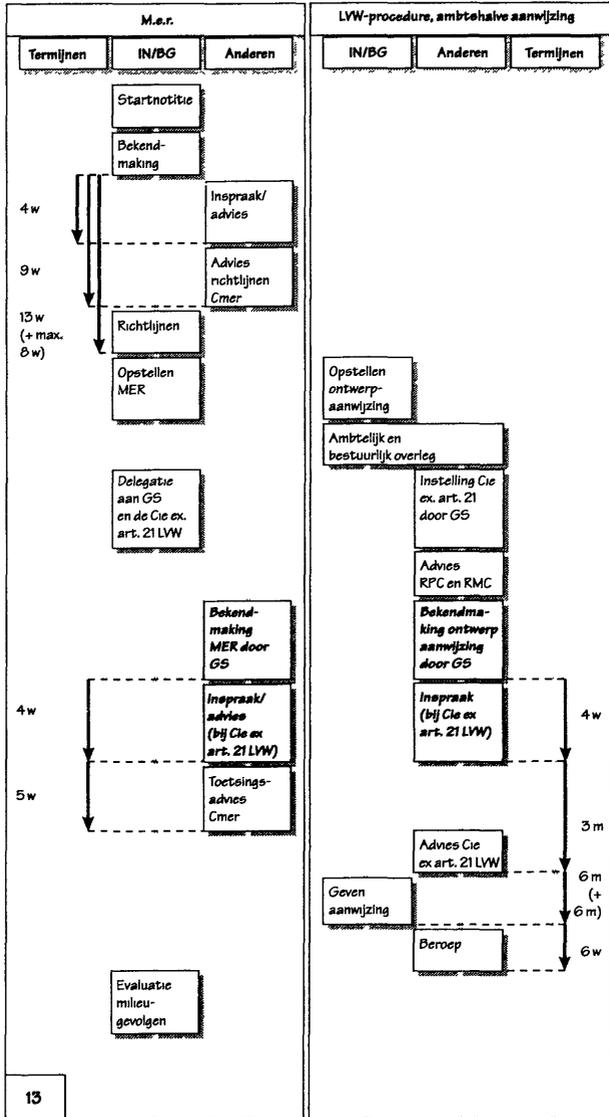
##### (ア) 干拓・堤内化認可

干拓・堤内化認可 (concessie) の手続は、何らかの設備 (installaties) の固定 (bevestigen) か大水面 (grote wateren) の底地 (bodem) 嵩上げ (ophoging) により、最高水 (hoog water) 時にも底地が水位 (waterspiegel) を超えるようになるもので、埋立地 (landaanwinning) ・干拓地 (droogmakerijnen) ・堤内地 (indijkingen) の営為面積が200ha 以上のときに、適用される (干拓地・堤内地法 (Wet inzake droogmakerijnen en indijkingen) 第 1 条)。認可権者は国王 (Kroon) である。実際の準備処理は、国家治水機構総部長 (Diresteur-Generaal Rijkswaterstaat) のもとでなされる。州執政部は、その助言の確定のさいに、公開準備手続 (行政法規一般法第3.4節) を適用する。なお、国政府が起導者のときには認可は不要であり、環境影響報告は、関連する計画の策定においてなされる (VROM & LNV 1994: 341)。

##### (イ) 空港用地指定



図⑤(1)



10DHAMlu

1800m以上の離着陸滑走路 (start- op landingbaan) を持つ空港用地 (luchtvaartterrein) の指定 (aanwijzing) や (航空法第18条) (政令別表 C6. 2), そのような空港用地の変更 (wijziging) と騒音地帯 (geluidzone) の変更に伴う営為 (航空法第27条第1項) (政令別表 C6.3) は, 環境影響報告義務である (Cmer 1994a, [事例 4・5])。

手続は, 民用空港用地 (burgerluchtvaartterrein) も軍用 (militaire) 空港用地も同様である。但し, 民用では交通治水大臣 (実際には国家航空庁 (Rijkskuchtvaartdienst; RLD)) が, 軍用では防衛大臣が, それぞれ有権当局として, とともに住宅空間秩序環境大臣の同意 (overeenstemming) を得ながら行動する。行政協議 (bestuurlijk overleg) が環境影響報告書への見解と指定案 (ontwerp-aanwijzing) への意見を踏まえるために, 環境影響報告書は指定案の作成に合わせて作成・受容性判別・公開される。指定案には公開準備手続 (行政法規一般法第3.4節) が適用されるが, 公開などの手配と, 見解提起のための独立委員会 (Commissie) の設置は (航空法第21条), 州執政部が行う。空港用地の指定に騒音地帯が付加されているときには, 用途計画へ「翻訳 (vertaald)」される必要がある (航空法第26条)。しかし, 空港用地指定ではそれ以上はできないから, 計画的指示 (planologische aanwijzing) による (空間秩序法第37条)。そのため, 用地指定の決断は, 6ヶ月の延長が可能であり, 最大12ヶ月以内の期限とされている。但し, 法定期限とは関わりなく, 第二院が計画的指示の提案を告知 (in kennis gesteld) しているときには, 計画的指示の告知から1ヶ月以内に用地指定をする (VROM & LNV 1994: 343)。

#### (v) 防衛造作計画

防衛大臣による造作計画 (inrichtingsplan) は, 積載量1350t以上航行可能な海港の建設 (政令別表 C4), 面積100ha以上の軍事演習場 (militaire oefenterrein) の建設のときに (政令別表 C7), 環境影響報告義務となる (VROM & LNV 1994: 345)。

#### (vi) 幹線輸送管—計画作業委員会手続—

計画作業委員会 (Planologische Werkcommissie ; PCW) 手続は, 感受性区域 (gevoelig gebied) (政令別表 A 第 1) における, 5km 以上の天然ガスの幹線輸送管 (hoofdtransportleiding) の建設 (別表 C8.1), 1km 以上の水を除く液体 (vloeistoffen)・天然ガスを除く気体 (gassen) の幹線輸送管の建設 (政令別表 C8.2), に適用される。これは法定手続ではないが, 配送管 (buisleiding) の詳細画線 (gedetailleerde tracé)・作業手法・地下立置 (diepteligging) は, 経済大臣によって設置される計画作業委員会の承認 (voorkeuring) を要する認可条件 (concessievoorwaarden) で定められるものとする。なお, 計画作業委員会は省際委員会の 1 つである (BiZa 1997: M23-24)。

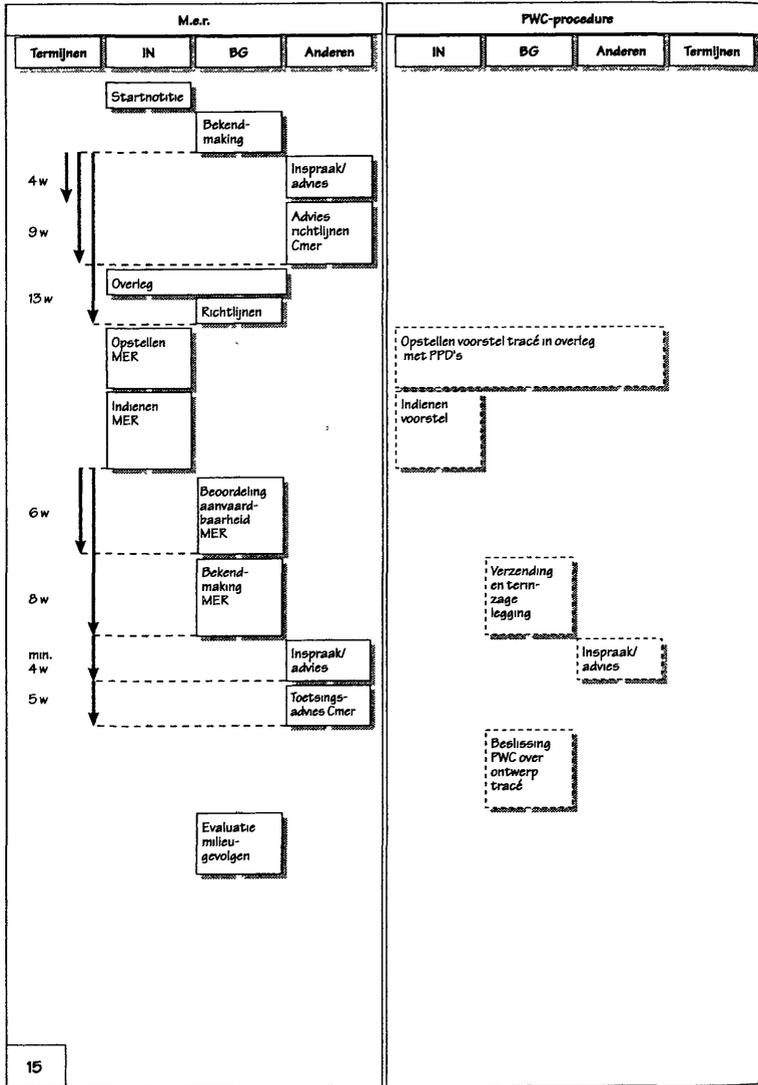
配管管理会社 (leidingbeherende bedrijf) は, 関係する州計画庁 (Provinciale Planologische Dienst(en) ; PPD) と協議のうえ, 画線原案 (voorstel) を作る。州計画庁は, 関係機関や利害関係に論評 (commentaar) を求めるべく送付する。また, 具体的計画の考慮のために, 関係する自治体で供覧され, 文書意見参加がされ, 必要ときには公聴会 (hoorzitting) が組織される。州計画庁は, 助言を付した画線案 (ontwerp-tracé) を計画作業委員会に送付する。これをもとに, 計画作業委員会が決断する。なお, 計画作業委員会の同意 (overeenstemming) がないときには, 経済大臣は, 関係大臣からなる空間整序環境会議 (Raad voor de Ruimtelijke Ordening en Milieubeheer; RROM) を聴取 (gehoord) して, 決定する (VROM & LNV 1994: 347)。

#### (オ) 配送管接岸

感受性区域 (gevoelig gebied) での配送管 (buisleiding) の接岸 (aanlanding) は, 環境影響報告義務である (政令別表 C8.4)。環境影響報告義務となる鉱物輸送のための配送管の接岸では, 経済大臣は, 省令 (beschikking) により行程 (traject)・最低深度・配置手法を処方 (voorschrift) する (1964年鉱山規則 (Mijnreglement 1964) 第143b 条)。配送管の建設の提案 (voornemen) は, 大臣と鉱山総監 (Inspecteur-Generaal der Mijnen)

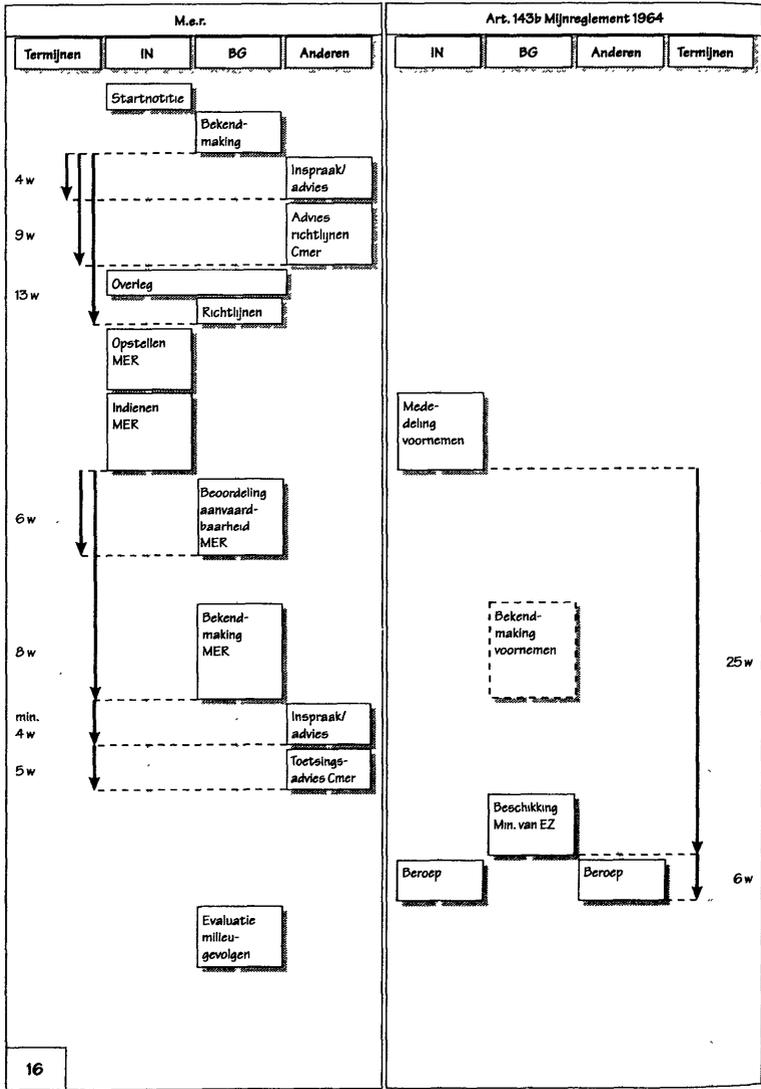


図⑤(エ)



10DHAMh

図⑤(オ)



10DHAM19

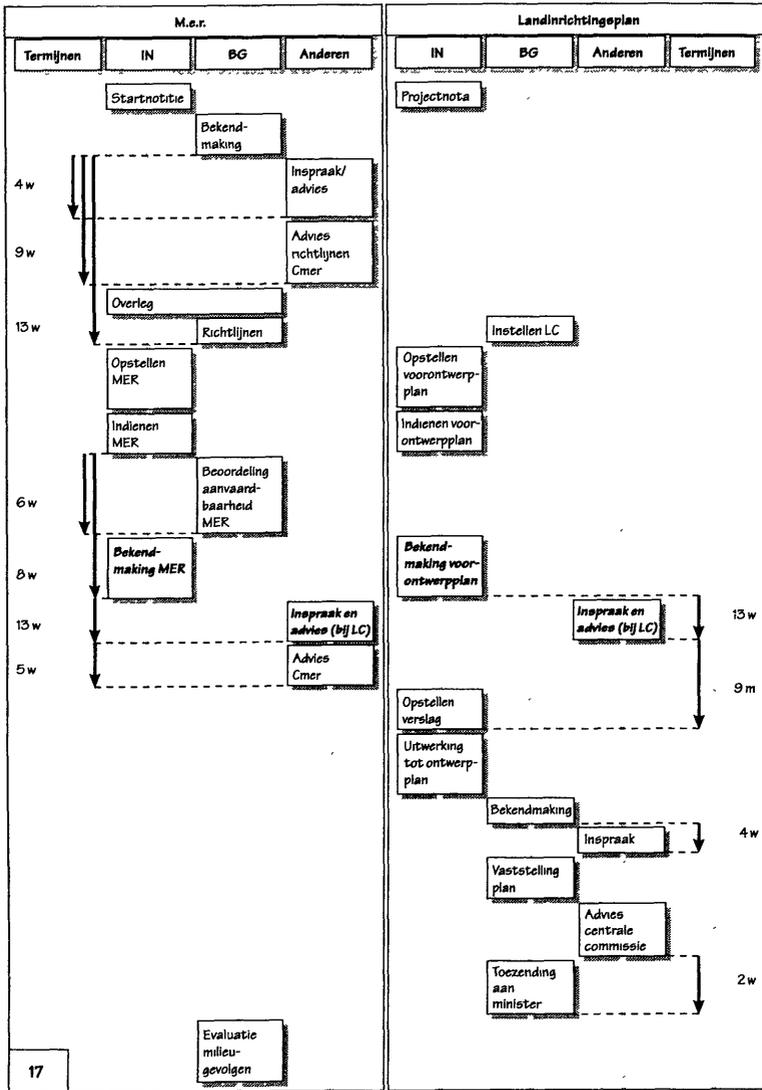
とに対して、文書で報知 (mededeling) される。報知から決定までの期間は、鉱山規則の 8 週に、8 週 (公表)・4 週 (参加・助言)・5 週 (審査) の期間が付加されるため、通算で 25 週となる (法第 7.34 条第 2 項) (VROM & LNV 1994: 349)。

#### (カ) 土地改善計画

土地改善施業 (landinrichtingsproject) のための土地改善計画 (landinrichtingsplan) の確定は、一致 (overeenkomst) による耕地整理 (ruilverkaveling)、行政的性格 (administratief karakter) のある土地改善施業、適応改善 (aantastingsinrichting)、旧来温室園芸区域再建規約 (Regeling Reconstructie Oude Glastuinbouwgebieden) に基づく施業、のときに環境影響報告義務となる (政令別表 C9.2)。また、これらの計画の変更が 200ha を超えるときにも、同様である (政令別表 C9.3) (Brussaard 1993c: 148)。

1994 年以降の施業では、土地改善準備大枠 (Vorbereidingschema landinrichting) に基づき、土地改善手続と環境影響報告手続とが連結している (Brussaard 1993b: 38-41)。具体的には、施業文書 (projectnota) と開始通知、土地改善計画素案 (voorontwerp-landinrichtingsplan) と環境影響報告書が、同時になされる。有権当局である州政府が、手続の初発局面においては、施業文書・開始通知を作成し、起導者としても行動する。但し、土地改善準備大枠以前の施業では、施業文書は作成されず、土地改善委員会 (Landinrichtingscommissie; LC) が初発から起導者となる。指針が出されると土地改善委員会が設置され、同委員会が環境影響報告書を作成する。同委員会は、環境影響報告書の公開・供覧を手配 (zorgdragen) する機関 (orgaan) として、有権当局によって指定 (aanwijzen) される (法第 7.19 条)。これに基づき、同委員会は、環境影響報告書と計画素案の公開・供覧の手配と、意見報告書の取りまとめをする。これをもとに、中央土地改善委員会 (Centrale landinrichtingscommissie) が計画案 (ontwerpplan) を確定する。州執政部が計画案を公開し、何人も異見を提起できる。州執政部が計画案と異なる計画を確定するときには、中央土地改善委

図⑤(カ)



10DHAM2c

員会の助言を得るとともに、確定後 2 週以内に農業自然漁業大臣に送付する。同大臣は、国王に対して、当該計画の取消 (vernietiging) を推奨 (voordragen) できる (VROM & LNV 1994: 351)。なお、中央土地改善委員会は、法人格のない公法的組織としての自立行政機関である (BiZa 1997: Z12, 金井 1998a: 268)。

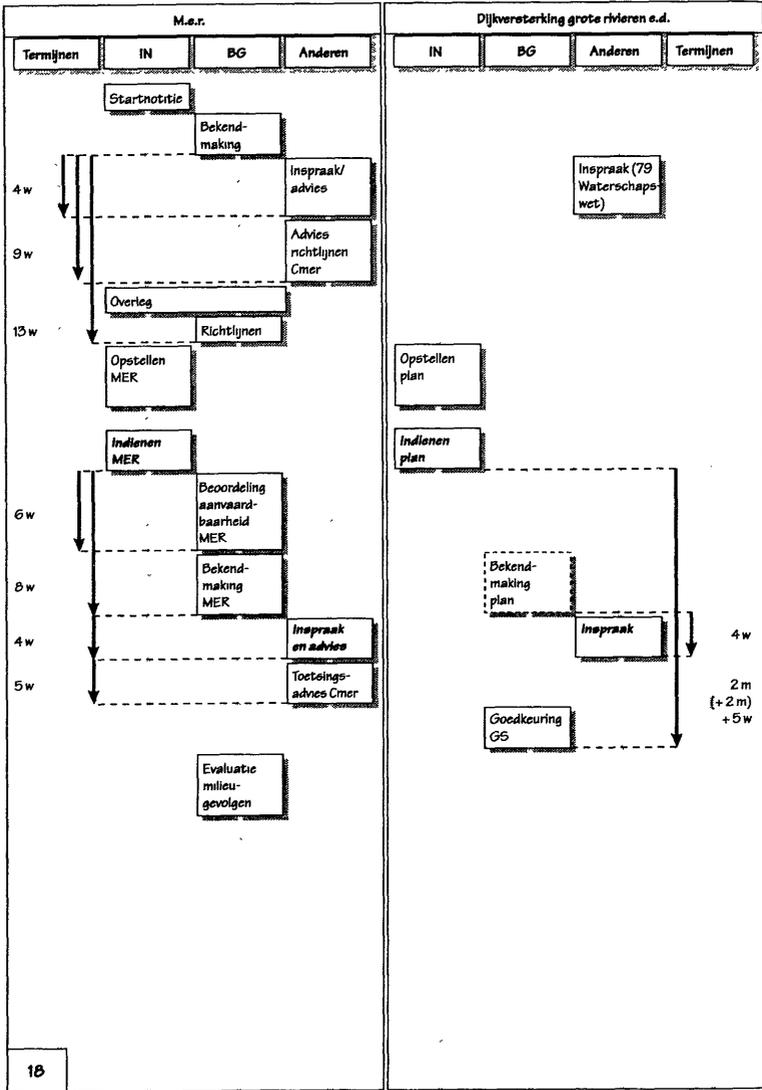
#### (キ) 堤防強化

堤防の建設・改変 (verandering) 計画への州執政部の承認 (1900年治水機構法 (Waterstaatwet 1900) 第33条, 治水団法 (Waterschapswet) 第148条) は、環境影響報告義務である (政令別表 C12.1, 12.2)。治水団が計画を準備するに際しては、治水団行政総会 (algemeen bestuur) が定める条例 (verordening) を遵守する。当該条例には、決定の準備に際して、居住者 (ingezetenen)・利害関係者 (belanghebbenden) がどのように関与するかが示される (治水団法第79条)。計画の公開は特に規定はないが (治水機構法), 環境影響報告書・承認申請と合わせて公開・供覧される。承認決定の期限は 2 ヶ月 (1 回に限り 2 ヶ月の延長が可能) (治水機構法第34条) であるが、5 週が付加される (法第7.34条第 2 項) (VROM & LNV 1994: 353, Driessen & De Gier 1997: 27-32)。

#### (ク) デルタ堤防

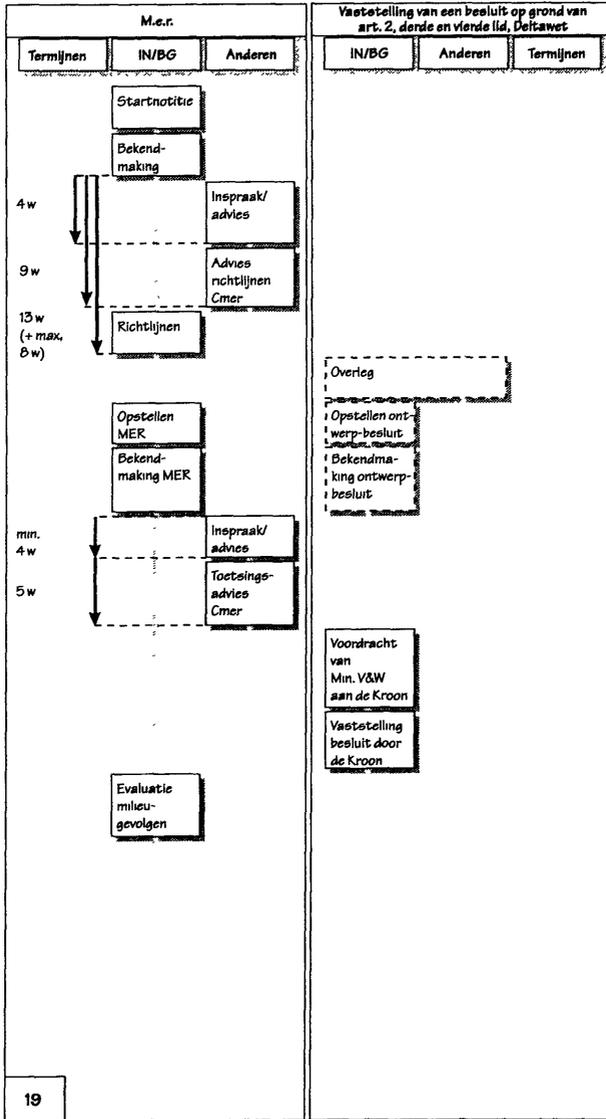
デルタ法 (Deltawet) 第 2 条第 3 項第 4 項に基づく、入江 (zeearm) の締切 (afsluiting) または高水防潮堤 (hoogwaterkering) の強化の作業実施にかかる原則計画 (principeplan)・決定は、延長 2km 以上あるいは切断面 (dwarsprofiel) 250m<sup>2</sup>以上の堰堤 (dam) の建設 (政令別表 C12.3), 暴風雨防潮堤 (stromvloedkering) の建設 (政令別表 C12.4) のときに、環境影響報告義務となる。かかる原則計画案 (ontwerp) は、交通治水大臣が、実施の関係者との協議の後に、決定する。デルタ法には公開に関する処方はないが、環境影響報告書とともに計画案が公開される。最終的には、国王が、交通治水大臣の推奨 (voordracht) により、州執政部との協議を経て、決定する (VROM & LNV 1994: 355)。

図⑤(キ)

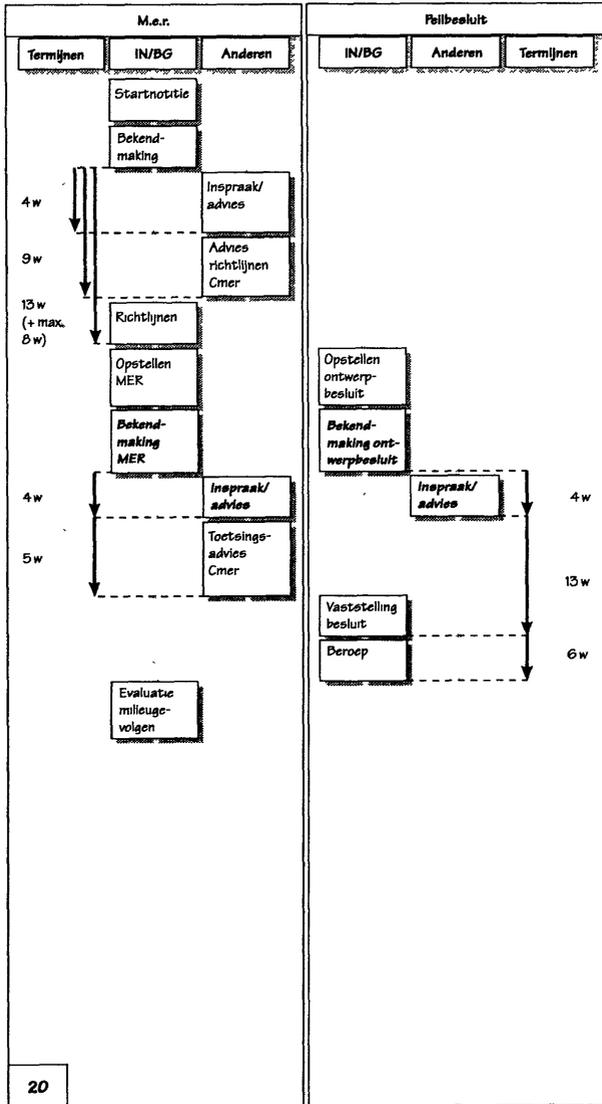


10DHAM2F

図⑤(7)



図⑤(カ)



## (ㄨ) 水位決定

治水管理者 (waterstaatkundig beheerder) による表面水 (oppervlaktewater) の目標水位 (streefpeil) の構造的変更に関する水位決定 (peilbesluit) は (水政法 (Wet op de waterhuishouding) 第16条), 16cm 以上に達し, 200ha 以上の表面水で, 感受性区域または野鳥区域 (wiedevogelgebied) であるときには, 環境影響報告義務となる (政令別表 C14.3) (Ammerlaan & Rood 1994: 278-283)。水位決定は, 国家水域 (rijkswater) においては, 交通治水大臣が行う (図の例示は国家水域) (水政施行令 (Uitvoeringsregeling waterhuishouding) 第12条~第15条)。決定までの 8 週の期限には, 5 週の付加があり, 通算で13週である (法第7.34条第 2 項)。なお, その他水域 (andere water) では, 当該治水団 (waterschap) が行う。大抵は州執政部の承認が必要であるが, 手続は州の治水団規則 (waterschapsreglement) によって規定されるので州により差がある (VROM & LNV 1994: 357)。

## (ㄣ) 地下水許可

地下水の汲上げ (onttrekking) あるいは地中 (bodem) への注水 (infiltratie) にかかる許可 (vergunning) は (地下水法 (Grondwaterwet; GWW) 第14条), 年間 3 百万 m<sup>2</sup> を超えるときには環境影響報告義務である。但し, 半径500m 以内で同一 (zelfde) の水流塊 (watervoerend pakket) が還流 (teruggebracht) し, 水質が後退 (achteruit) しないときには, この限りではない (政令別表 C15.2)。また, 固有の企業操業 (bedrijfsvestiging) のための既存の汲上げにかかる申請 (aanvraag) への決定も (地下水法第14条), 環境影響報告義務ではない。

地下水許可には, 拡大公開準備手続の大部分 (行政法規一般法第3.5.2款 (pragraaf) ~第3.5.5款) が適用される (法第13.1条第 2 項)。処分案 (ontwerpbeschikking) の作成に先立って, 許可申請 (aanvraag om vergunning) と同時に環境影響報告書が公開される。州執政部は地下水管理技術委員会 (Technische commissie grondwaterbeheer; TCGB) を設置し, 同技術委員

会は6ヶ月以内に助言の報告書を提出する（BiZa 1994: S26）。なお、州条例によって、汲上げのときには助言は不要とすることもできる。また、この6ヶ月の期間は、申請の取扱い（behandeling）は差止められ（geschorst）、行政法規一般法の期間も進行しない。つまり、一般的な処分期限の6ヶ月は（行政法規一般法第3: 28条）、同技術委員会助言の最大6ヶ月と（地下水法第19条）、5週との付加がある（法第7.34条第2項）（VROM & LNV 1994: 359）。

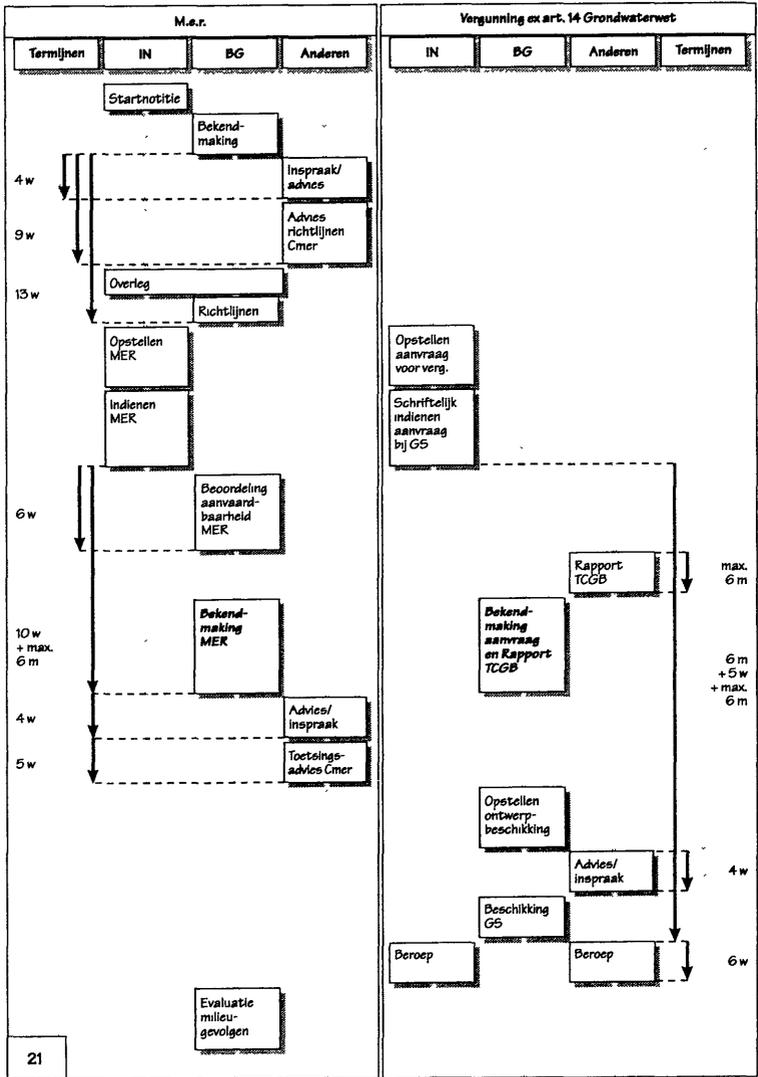
#### （サ） 採掘許可

単一の採取地（winplaats）ないし複数の採取地の指定（aanwijzing）の決定は、州採掘計画（provinciaal ontgrondingsplan）がないときには、採掘許可の決定が必要である（採掘法（Ontgrondingswet）第3条・河川法（Rivierenwet）第4条）。単一の採取地が100ha以上、あるいは、相互に近接立置（nabijheid liggen）する複数の採取地の合計が100ha以上での、表面鉱物（oppervlaktedelfstoffen）の採取は、環境影響報告義務である（政令別表C16.1）。

#### （サ-1） 採掘法許可

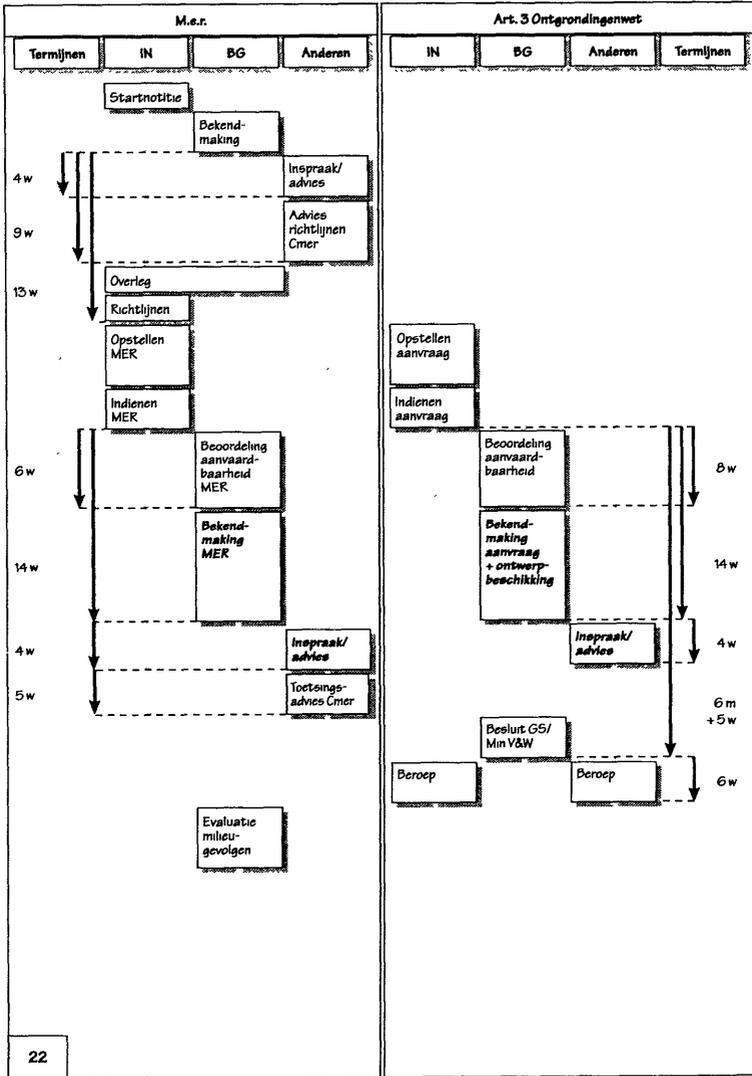
海域（zee）あるいは政令指定国家水域（bij AMvB aan te wijzen rijkswateren）での採掘は、交通治水大臣が許可権者であり、その他の採掘は州執政部が許可権者である。州執政部は、許可申請が単一の治水団（waterschap）の内部（huishoudelijk）利害にのみ関係するときには、治水団行政会（bestuur）に委任する決断ができる。また、冬季河床（winterbed）の採掘は、州執政部が交通治水大臣の同意（overeenstemming）のもとに、許可を行う。処分の準備には、拡大公開準備手続の大部分（行政法規一般法第3.5.2款～第3.5.5款）が適用される。但し、特掲の規定（法第13.1条第2項）には入っておらず、処分案に先立って申請が公開されるわけではない。処分案は、12週以内に申請者に送付される。さらに、2週以内に、申請・処分案・環境影響報告書が公開される。申請の受理から6ヶ月以内に決定がされるが、5週の付加がある（法第7.34条第2項）。治水団・

図⑤(二)



10DHAMIF

図⑤(サ-1)



泥炭団 (veenschap)・泥炭干拓地 (veenpolder) 行政会の決定に対しては、州執政部への抗告 (beroep) が可能である。州執政部・交通治水大臣の決定に対しては、国務院 (Raad van State) 行政裁判部 (Afdeling bestuursrechtsspraak) への抗告が可能である。なお、環境影響報告義務の許可に際しては、授權 (machtiging) の付与はできない。助言・異見の期間を強化するためである (採掘法第12条第1項第2文) (VROM & LNV 1994: 361)。

#### (サ-2) 河川法許可

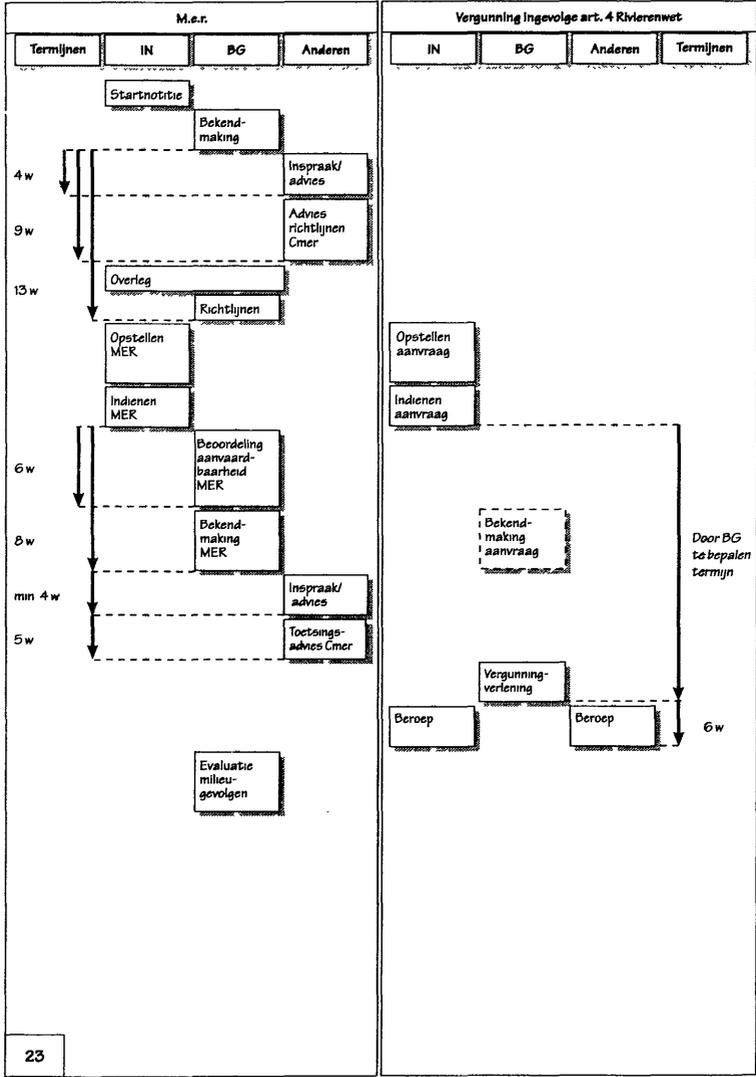
夏季河床 (zomerbed) における採掘が河川法許可の対象であり、交通治水大臣が許可権者である。河川法は、公共水流・河川利害 (openbaar stroom- en rivierbelang) のみを監督するものであり、広範な衡量枠組を欠いている。また、河川法には公開にかかる規定はないが、環境影響報告書は公開されるから、申請・決定案を添付して公開することは明瞭である。申請の提出からの処分期限は、事案ごとに有権当局 (交通治水大臣) が確定するが (行政法規一般法第4: 14条)、環境影響報告手続に必要な時間をもとにすると、最低5ヶ月となる (VROM & LNV 1994: 363)。

#### (シ) 大陸棚採掘

大陸棚 (Continentaal Plat) の地下資源 (bodemmaterialen) の採取に際しては、単一の採取地が500ha以上、あるいは、相互に近接立置する複数の採取地の合計が500ha以上のときには、交通治水大臣が財政大臣に出す助言の確定が、環境影響報告義務である (政令別表 C16.2)。財政大臣ではなく、交通治水大臣が有権当局である。採掘希望者が起導者であり、環境影響報告書を作成する。

北海大陸棚のオランダ部分での採掘では、国家機構 (Staat) の合意 (overeenkomst) が必要であり、国家機構は財政大臣が代表する。合意に移る前に、財政大臣は、北海事項 (Noordzee-aangelegenhede) に関する調整大臣 (coördinerende Minister) である交通治水大臣に、書簡 (brief) を送付し助言を求める。交通治水大臣は、内部事務諸庁 (interne ambtelij-

図⑤(サ-2)





ke diensten) の助言, 外部助言機関 (externe adviesorganen) の助言, 北海事項省際調整委員会 (Interdepartementale Coördinatiecommissie voor Noordzee-Aangelegenheden; ICONA) の協議を経て, 助言を返答する (VROM & LNV 1994: 365)。なお, 北海事項省際調整委員会は, 北海事項大臣委員会 (Ministeriële Commissie Noordzee Aangelegenheden; MICON-SA) の「事務的玄関 (ambtelijk voorportaal)」であり, 議長 (voorzitter) は大学教授であるが, 全委員 (lid) は各省職員から構成される (BiZa 1994: S28-29, B4-5)。

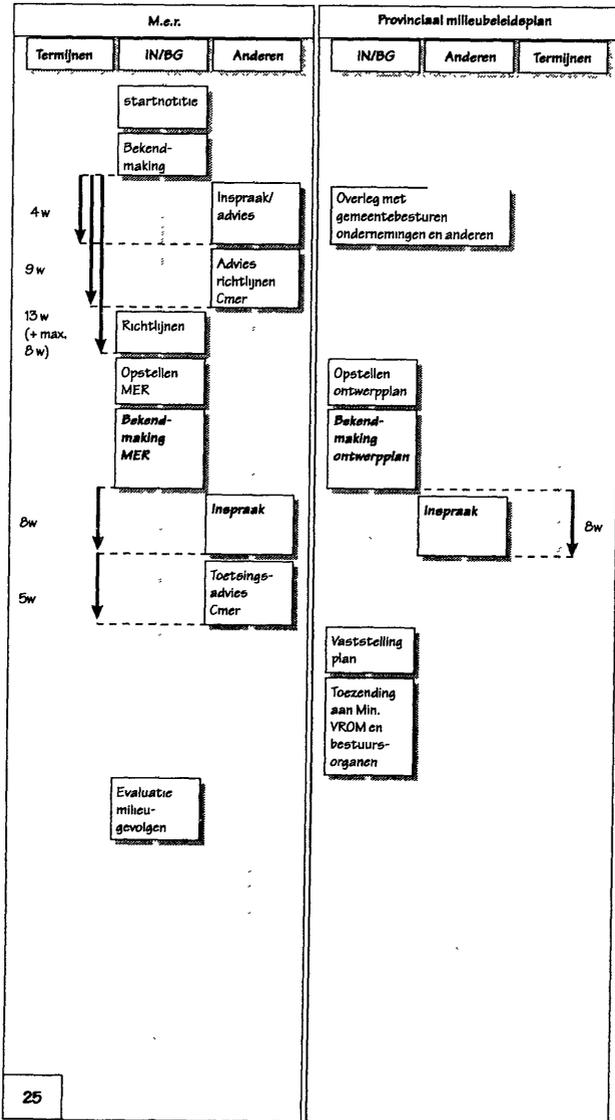
## ⑥ 環境分野決定

### (ア) 廃棄物処理—州環境政策計画—

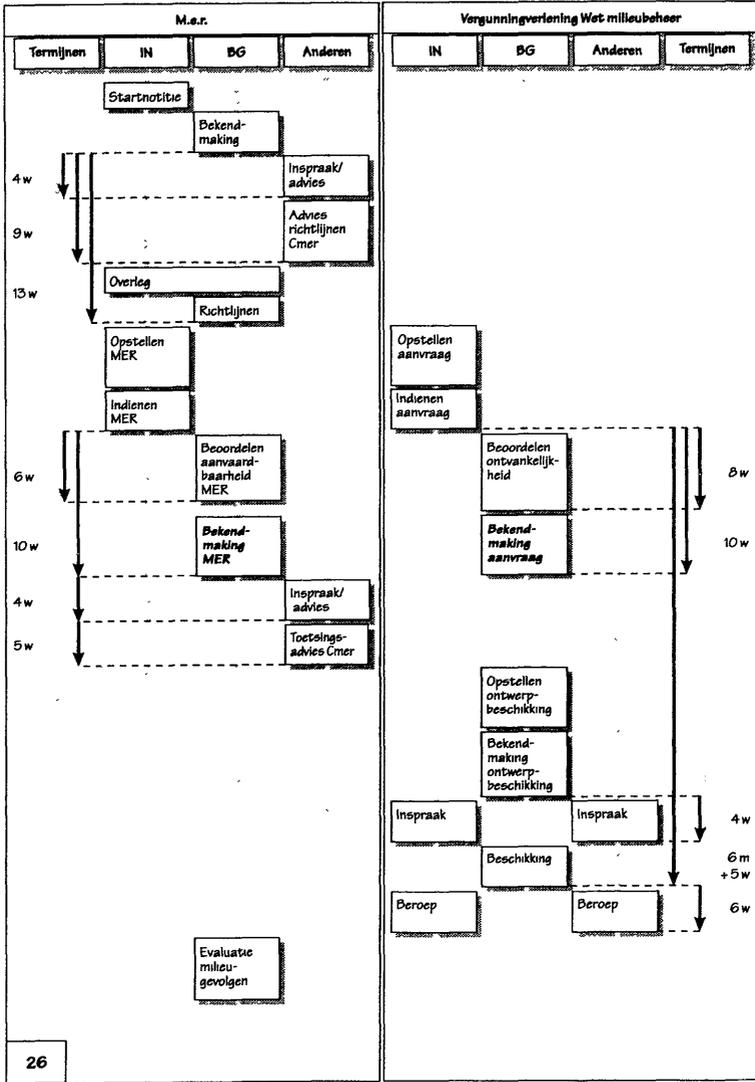
廃棄物の除去 (verwijdering) に関する, 住宅空間整序環境大臣の決定, 州政府 (bestuur) が州計画委員会あるいは州環境委員会 (provinciale milieucmissie) を聴取して行う決定, 自治体協力体 (samenwerkende gemeenten) が廃棄物の最終処理 (definitieve verwerking) の方法や処理施設 (voorziening) の建造 (creeren)・立地 (lokatie) について行う決定 (法第10.13条) は, 環境影響報告義務である (政令別表 C18.1)。一般的にいて, この決定は, 州環境政策計画 (provinciaal milieubeleidsplan) の一部となっている。但し, 州環境政策計画ではなく, 州環境条例 (provinciale milieuverordening) や州環境要領 (provinciale milieuprogramma) に含まれていることもある。このときには, 条例・要領が, 廃棄物処理に関する部分だけであるが, 環境影響報告義務となる (Ammerlaan & Rood 1994: 159-203)。

州環境政策計画は, 州議会を有権当局=起導者とする。しばしば, 州執政部に委任されている。手続は州環境条例に規定されるが (法第2.25条, 第4.10条), 図は公開準備手続 (行政法規一般法第3.4節) から生じた, 州間協議会モデル (IPO-model) 条例によっている。なお, 州環境条例・州環境要領の確定においても公開準備手続が適用されるが, 参加期間は8週ではなく4週である (VROM & LNV 1994: 367)。

図⑥(ア)



図⑥(イ)



26

10DHAM2h

## (イ) 環境許可—拡大公開準備手続—

多くの営為において、拡大公開準備手続（行政法規一般法第3.5節）の適用される決定が、環境影響報告義務（政令別表C）ないし判別義務（政令別表D）に掲げられている（Verhij 1995: 52-54）。通常、これらは環境許可（milieuvergunning）である（法第8.1条）（Ammerlaan & Rood 1994: 203-218）。

一般に、申請と処分案は同時に公開される（行政法規一般法第3:21条）。しかし、許可・免除手続の特則（法第13.2条）により、申請は10週以内に公開される。このときに処分案を合わせて公開することはできるが、義務ではない。図では、申請と処分案とを別個に公開する手続を示している。また、処分案を12週以内に申請者に送付する規定（行政法規一般法第3:19条第1項第2文）は、適用されない（法第13.2条第2項）。処分までの期限は、6ヶ月（行政法規一般法第3:28条）に5週が付加される（法第7.34条第2項）。処分案の送付の期限はないが、処分期限は6ヶ月+5週となっているから、通常は、期限終末より少なくとも3ヶ月前には、処分案を申請者に送付する（VROM & LNV 1994: 369）。

## 3-2 部分・全体

## (1) 総論

別稿（金井 1999a, 1999b）も本稿も、環境影響報告制度を単一のプログラムからなるものとして観察してきた。しかしながら、環境影響報告制度は、多段階の手続と、多様な関係者から構成されるものであり、複数の部分プログラムに分解して観察することも可能である。この場合には、単一プログラムとしての本体プログラムはない。複数の部分プログラムの集合体、すなわち、部分プログラム群が、全体プログラムとなる。各部分プログラムは、想定される全体プログラムをそれぞれが補助する。その意味で、この部分—全体プログラムの連関も、本体補助連関の一種である。但し、整備連関では、本体プログラム（各種決定）と別個に、補助プログラ

ム（環境影響報告）が存在する。この部分全体連関では、補助＝部分プログラムの集合体が本体＝全体プログラム（環境影響報告）である。

## （2）各 論

環境影響報告の部分プログラムは、手続段階による分化が特徴的である（金井 1999a：80-97）。手続の各段階は、事前に定められた結果を目差して進行し、その段階に応じて関係者の役割も変化する（VROM & LNV 1994：166）。すなわち、各段階ごとに、運用機関、周与主体が変化する。環境影響報告制度は、プログラム全体を通した同一の運用機関の設定が困難なのである（金井 1999a：98）。

第1の部分プログラムは、判別選別である。確定型の対象設定のときの事前局面も、実質的には同一の部分プログラムといえる。運用機関は有権当局であり、起導者が周与主体である。両主務省（実質的には環境総部）と環境影響報告委員会という、単一プログラムのときには運用機関として設定される機関が、基本的には登場しない。このようは部分プログラムは以下でも多い。第2は州条例指定選別である。運用機関は州政府であり、有権当局・起導者は周与主体となる。第3は免除選別である。運用機関は両主務省であり、ここでも有権当局・起導者は周与主体である。第4は自発選別である。これは免除選別と同様の役割となり、運用機関は両主務省、周与主体に有権当局・起導者が位置する。

次の部分プログラム（群）は事前協議であり、開始通知から指針までである。運用機関は有権当局であり、起導者・環境影響報告委員会・法上助言者・意見参加者が周与主体である。但し、指針の実質的な作成者を環境影響報告委員会と見るときには、同委員会を運用機関とし、その他を周与主体とする。あるいは、事前協議部分プログラムは2つに細分される。すなわち、開始通知の作成・公表の前半部分と、指針助言を中心とする後半部分である。前半の第5部分プログラムでは、運用機関は有権当局、周与主体は起導者である。後半の第6部分プログラムでは、運用機関は環境影響報告委員会、周与主体は有権当局・法上助言者・意見参加者となる。開

始通知と助言・参加意見をもとに、運用機関が指針助言を決定する。有権当局が指針助言を遵守した指針を作成するかどうかは、維持の問題となる(金井 1999b: 72)。

第7の部分プログラムは、環境影響報告書の作成である。運用機関は起導者であり、周与主体は必ずしも想定されない。但し、有権当局との非公式協議や、民間コンサルタント会社への作成委託があるから、これらが周与主体ともいえる。一般に、運用機関は行政機関から選択されるから、この位置づけが奇異に観察されるときには、作成は独立した部分プログラムではなく、次の受容に吸収される。すなわち、第8は受容(受容性判別)である。運用機関は有権当局であり、周与主体は起導者である。

第9が、審査を中核とする部分プログラム(群)である。運用機関は環境影響報告委員会であり、周与主体が有権当局・法上助言者・意見参加者である。補充報告書の作成に至ることも多いから、起導者も周与主体に含め得るが、間接的である(金井 1999b: 76-77)。なぜなら、有権当局が起導者の作成した環境影響報告書を一旦は受容してるから、直接の周与主体にはならない。なお、事前協議部分プログラム(群)と同じく、法制的位置づけに忠実に、有権当局を運用機関にすることもできる。また、前半の公表・供覧・参加・助言と、後半の審査・補充・補充審査とを、分けることもできる。このときは運用機関は、前半が有権当局で、後半が環境影響報告委員会である。

第10部分プログラムは、決定である。運用機関は有権当局であり、周与主体は基本的には起導者であるが、環境影響報告委員会・法上助言者・意見参加者も含まれる。もっとも、この部分は環境影響報告制度の全体プログラムには入れず、周与として位置づけることも適切である。第11は評価である。これも同様に、運用機関を有権当局とし、周与主体を起導者・環境影響報告委員会・法上助言者・意見参加者とする。

## 終

以上で、オランダの環境アセスメント制度である、環境影響報告制度の連関に関する観察を終えることにする。本稿は、別稿（金井 1999a, 1999b）と合わせて一体となり、環境影響報告制度の総体的観察を、一応は提供するものである。なお、本稿・別稿に残された課題は、変化（創設・変更）である。

## 参考文献等

- Ammerlaan, G. A. B. M. & Rood, Q. M. 1994, *Milieubeheer en Wet in theorie en praktijk, 5e druk*, Berkhout
- Ampt-Riksen, V. W. M. M. & Brussaard, W. 1993, “Natuur en landschap”, in Brussaard 1993a
- AOO 1992a, *Milieu-effectrapport Ontwerp Tienjarenprogramma Afval 1992-2002*, AOO
- AOO 1992b, *Tienjarenprogramma Afval 1992-2002*, AOO
- AOO 1995, *Tienjarenprogramma Afval 1995-2005*, AOO
- Arts, E. J. M. M. 1992, “Milieu-effectrapportage in de ruimtelijke ordening: waarom geen MER voor VINEX ?”, *Planologische Diskussiebijdragen 1992*, Delfse Uitgevers Mij
- Bekke, H., Vries, J.de & Neelen, G. 1994, *De salto mortale van het ministerie van Landbouw, Natuurbeheer en Visserij*, Samson H. D. Tjeenk Willink
- Bitter, O. (EZ) 1996, *Gesprek met de auteur op 4 april 1996*
- BiZa 1994, *Staatsalmanak voor het Koninkrijk der Nederlanden 1994-1995*, Sdu
- BiZa 1997, *Staatsalmanak voor het Koninkrijk der Nederlanden 1998*, Sdu
- Bouwer, K. & Leroy, P. 1995, *Milieu en ruimte: Analyse en beleid*, Boom
- Brussaard, W. 1993a, *Hoofdpijnen van het agrarische recht*, W. E. J. Tjeenk Willink
- Brussaard, W. 1993b, “Bestemming en inrichting van landelijke gebieden”, in Brussaard 1993a
- Brussaard, W. 1993c, “Milieuwetgeving in de landbouw”, in Brussaard 1993a
- Buijs, S. (RPD/VROM) 1996, “Physical Planning and Environmental Policy in the Netherlands”
- Buuren, P. J. J. van, Backes, Ch. & Gier, A.A.J.de 1994, *Hoofdpijnen ruimtelijk*

- bestuursrecht*, Kluwer
- Cmer 1992a, *Toetsingsadvies over de inhoud van het Milieu-effectrapport Structuurschema Elektriciteitsvoorziening*, in EZ 1992c
- Cmer 1992b, *Toetsingsadvies over het MER Tienjarenprogramma Afval 1992-2002*
- Cmer 1993, *Toetsingsadvies over het MER Landinrichting en het MER Randstad - groenstructuur behorend bij het Structuurschema Groene Ruimte*, in LNV & VROM 1993a
- Cmer 1994a, *Toetsingsadvies over het Integrale Milieu-effectrapport Schipol en omgeving*
- Cmer 1994b, *EIA-methodology in the Netherlands : Views of the Commission for EIA*
- Cmer 1997a, *M.e.r. voor strategisch r. o.-beleid, antwoorden op vragen van de minister VROM*
- Cmer 1997b, *Toetsingsadvies over het MER Actualisering VINEX*
- Cmer 1998, *Jaarverslag van de Commissie voor de milieu-effectrapportage over het jaar 1997 (Jaarverslag 1997)*
- Driessen, P. P. J. & Gier, A. A. J. de 1997, *Uit nood geboren*, VUGA
- Duchateau, N. C. & Lok, K. J. 1993, *De gemeente verkend*, Stenfert Kroese
- Eck, M. van 1994, "Environmental Impact Assessment for policy plans and programmes in the Netherlands", in Cmer 1994b
- ECW (Evaluatiecommissie Wet milieubeheer) 1996, *Positioneringsonderzoek milieu-effectrapportage*, VROM
- EZ & VROM 1992a, *Tweede structuurschema elektriciteitsvoorziening, deel 1 : ontwerp planologische kernbeslissing*
- EZ & VROM 1992b, *Samenvatting van het Milieu-effectrapport Tweede Structuurschema Elektriciteitsvoorziening*, in EZ & VROM 1993
- EZ & VROM 1992c, *Tweede structuurschema elektriciteitsvoorziening, deel 2 : reacties op ontwerp planologische kernbeslissing*
- EZ & VROM 1993, *Tweede structuurschema elektriciteitsvoorziening, deel 3 : kabinetsstandpunt*
- EZ & VROM 1994, *Tweede structuurschema elektriciteitsvoorziening, deel 4 : planologische kernbeslissing*
- Gersie, J. & Horlings, I. 1995, "Landbouw en natuur samen in één hoofdstructuur ?", in Bouwer & Leroy 1995
- Holder, V. ten 1995, "EIA in Strategic Level in the Netherlands"
- Huisman, H. (AOO) 1996, *Gesprek met de auteur op 9 april 1996*
- Korthals Altes, W. 1995, *De Nederlandse planningsdoctrine in het fin de siecle*, Van Gorcum

- Klaassen, A. W. 1994, *Ruimtelijke beleid in theorie en praktijk, 4e herziene druk*, VUGA
- Leroy, P. 1995, "De lokatie van afval verwerkingsinrichtingen", in Bouwer & Leroy 1995
- LNv & VROM 1992a, *Structuurschema Groene Ruimte, deel 1 : Ontwerp-planologische kernbeslissing*
- LNv & VROM 1992b, *Structuurschema Groene Ruimte : Milieu-effectrapport voor gebieden voor nieuwe recreatieprojecten Randstadgroenstructuur*
- LNv & VROM 1992c, *Structuurschema Groene Ruimte : Milieu-effectrapport landinrichting*
- LNv & VROM 1993a, *Structuurschema Groene Ruimte, deel 2 : Reacties op de ontwerp-planologische kernbeslissing*
- LNv & VROM 1993b, *Structuurschema Groene Ruimte, deel 3 : Kabinetsstandpunt*
- LNv & VROM 1993c, *Notitie met betrekking tot de ontwikkeling van een meest milieuvriendelijk alternatief voor landinrichting*, in LNv & VROM 1993a
- LNv & VROM 1995a, *Structuurschema Groene Ruimte, deel 4 : Planologische kernbeslissing*
- LNv & VROM 1995b, *Structuurschema Groene Ruimte, Toelichting Planologische kernbeslissing*
- Ridder, J. de & Schut, D. 1995, *De WRO in de steigers*, Kluwer
- Scholten, J. J. (Cmer) 1996, *Gesprek met de auteur op 19 maart 1996*
- Thérivel, R. & Partidário, M. R. 1996a, *The Practice of Strategic Environmental Assessment*, Earthscan
- Thérivel, R. & Partidário, M. R. 1996b, "Introduction", in Thérivel, R. & Partidário, M. R. 1996a
- Verhij, N. 1995, *Het systeem van de Algemene wet bestuursrecht, 2e druk*, Ars Aequi Cahiers
- VROM 1985, *Structuurschets voor de Stedelijke gebieden*
- VROM 1990, *Vierde nota over de ruimtelijke ordening Extra (VINEX) Deel 1 : ontwerpplanologische kernbeslissing*
- VROM 1993, *Vierde nota over de ruimtelijke ordening Extra (VINEX) Deel 4 : planologische kernbeslissing Nationaal Ruimtelijk Beleid*
- VROM 1994, *Nota van Toelichting Besluit milieu-effectrapportage 1994*, in VROM & LNv 1994
- VROM 1995a, *Plan van aanpak actualisering VINEX*
- VROM 1995b, *Informatienota actualisering VINEX*
- VROM & LNv 1994, *Handleiding Milieu-effectrapportage : Besluiten voor een leefbaar Nederland*, Koninkrijk Vermande bv

但し

AOO = Afval Overleg Orgaan

Cmer = Commissie voor de milieue-effectrapportage

EZ = Ministerie van Economische Zaken

LNV = Ministerie van Landbouw, Natuurbeheer en Visserij

VROM = Ministerie van Volkshuisvesting, Ruimtelijke Ordening en Milieubeheer

大塚直 (司会) 1996, 「座談会：環境影響評価制度のあり方をめぐって」(『ジュリスト』1083号、1996年2月1日号)

オランダ行政法研究会 1997, 「オランダ一般行政法典 (翻訳)」(『国家学会雑誌』第110巻第7・8号)

金井利之 1993, 「地方財政調整と地域開発」(1993年度日本行政学会研究会分科会D報告)

金井利之 1997a, 「オランダ省庁機構の観察ノート(1)」(『東京都立大学法学会雑誌』第38巻第1号)

金井利之 1997b, 「オランダ省庁再編の観察ノート」(『同上』第38巻第2号)

金井利之 1998a, 「オランダ中核省庁の機構的観察ノート」(『同上』第39巻第1号)

金井利之 1998b, 「オランダにおける広域行政制度」(『比較法学』第32巻第1号)

金井利之 1999a, 「オランダ環境アセスメントの仕組」(『東京都立大学法学会雑誌』第39巻第2号)

金井利之 1999b, 「オランダ環境アセスメントの運用」(『比較法学』第32巻第2号)

環境庁 (企画調整局環境影響評価課) 1995, 『諸外国の環境影響評価制度：詳細調査結果報告書』

国立国会図書館調査立法考査局 1992a, 「環境衛生の分野における多くの一般的事項に関する規定に関する法律 (環境衛生総則法)」(翻訳) (『外国の立法』第31巻第6号)

国立国会図書館調査立法考査局 1992b, 「環境衛生総則法の施行に関する政令 (環境影響報告令)」(抄訳) (『外国の立法』第31巻第6号)

デボア, ジャン・ジャープ (Boer, Jan Jaap de, ブア, ヤン・ヤープ・デ) 1996, 「オランダの環境影響評価制度について」(『季刊環境研究』第102号)

松村弓彦 1996, 「ドイツ・オランダの環境影響評価制度—客観性の保障の視点から—」(『季刊環境研究』第102号)

松村弓彦 1997, 「環境影響評価令」(翻訳) (『季刊環境研究』第105号)